

令和6年6月6日（木曜）

議 事 日 程 第2号

令和6年6月6日（木曜）午前10時開議

第 1 一般質問

午前10時00分 開議

○寺本義勝議長 ただいまより本日の会議を開きます。

○寺本義勝議長 日程第1「一般質問」を行います。

発言の通告がっておりますので、順次発言を許します。

まず、北川哉議員の発言を許します。北川哉議員。

〔23番 北川哉議員 登壇 拍手〕

○北川哉議員 皆様、おはようございます。熊本自由民主党市議団の北川哉でございます。今回も前回の一般質問に引き続き、先陣を切り登壇させていただきます。登壇の機会を与えていただいた先輩、同僚議員の皆様から感謝を申し上げます。

それでは、早速であります。質問に入らせていただきます。

3月に行われました熊本県知事選挙にて、木村敬新知事が誕生いたしました。木村知事は、選挙戦においても渋滞解消や水に関する諸問題、食ブランドに関する事など、県市連携の重要性を訴えられておりました。大西市長においても4月2日の記者会見で、県市の連携のスピードが非常に早くなると期待感を示され、交通渋滞解消や地下水保全などの課題をめぐり、熊本都市圏、ひいては県全体にわたる大きな問題であり、これまで以上の連携が必要になると強調されました。

政令指定都市となり13年目を迎え、県から権限移譲などにより本市での業務も多岐にわたっていることもあり、連携も希薄になっているところもあるかもしれません。木村知事誕生、そして大西市長の会見での発言も踏まえて、熊本市として県市連携を必要とするところ、課題や今までできていなかったこと、連携のスピードを上げて取り組んでいることについて教えていただきたいと思います。

例えば、環境局において水の保全や排水に関する諸問題について、経済観光局においては飲食や宿泊等の中心繁華街への誘客や観光施策について、また、スポーツ施設建設等に関するスポーツ振興策について、農水局では新知事が申されている食の都くまもとに関する食のブランド化やセールスについての連携、農地に関しての諸問題について、都市建設においては渋滞解消や交通安全に関して交通管理者と道路管理者としての連携について等々、担当局長にお尋ねいたします。

〔村上慎一環境局長 登壇〕

○村上慎一環境局長 私からは、環境局における県市連携の取組についてお答えいたします。

本市においては、これまで熊本県等と連携し、地下水保全対策として、白川中流域の水田湛水事業における湛水期間の延長や大津町真木地区など台地部の冬期湛水事業における面積の拡大に取り組んでまいりました。

また、水質保全対策といたしましては、河川における水質汚濁防止法で定める基準項目の調査に加え、規制外のPFOS・PFOA等の環境モニタリングを実施するなど、公共用水域の監視強化に取り組んでまいりました。

今後も半導体関連企業等の進出により、地下水採取や工場排水による水質汚染のおそれがあることから、熊本県が本年5月に設置した地下水保全推進本部とも緊密に連携し、本市地下水の水量、水質の保全に迅速に取り組んでまいります。

〔村上和美経済観光局長 登壇〕

○村上和美経済観光局長 経済観光局における県市連携についてお答えいたします。

まず、観光分野におきましては、県外のイベントや台湾の観光展への出展に加え、SNSによる海外向けの情報発信などを共同で実施し、県市で連携して観光プロモーションを展開しているところでございます。

また、中心市街地におきましては、九州圏内からの誘客と周遊を促進するイベントとして「くま博」を県と協力して実施したほか、商店街の活性化に向けた支援事業を情報共有しながら行い、町なかの魅力向上によるにぎわい創出に取り組んでおります。

今後も県内観光地を結ぶ広域周遊ルートの構築や観光客のニーズに応えられる適切な情報提供など、熊本観光の魅力創出や利便性向上に向け、県を中心に県内市町村とも連携して取り組んでまいります。

次に、スポーツの分野におきましても、これまで県市一体となって様々な国際スポーツ大会を開催しているところでございます。昨年度から開催しておりますバドミントンの国際大会熊本マスターズジャパンにおきましても、ホームページでの広報や大会運営などを県と連携して実施し、スポーツの振興はもとより、交流人口の拡大による地域経済の活性化に取り組んでおります。

また、スポーツ施設の整備につきましては、これから県においても検討が進められると聞いており、情報共有と連携を図りながら、可能な限り協力を行ってまいります。

〔金山武史農水局長 登壇〕

○金山武史農水局長 私からは、農水分野における連携についてお答えいたします。

木村知事は、世界に誇る食文化の視点で農林畜水産物の生産、加工から料理、販売に至るまでの過程を磨き上げ、熊本の農林畜水産業の高付加価値化を進めることで、「食のみやこ熊本県」を創造することを目指されており、これは本市が目指す農水産業の姿とも合致しております。

本市としては、これまでも市長によるトップセールスをはじめ、SNSなどを活用したPRや通信販売などの多様な販路開拓を支援してきたところでありますが、今後は、県や連携中枢都市圏自治体とのさらなる連携の下、農水産物の大都市圏へのプロモーションの支援や輸出販路拡大などに取り組み、熊本産農水産物のさらなるブラン

ド力強化に向けて相乗効果が発揮できるよう協調してまいります。

一方、TSMCの熊本進出に伴い発生している農地を取り巻く諸問題につきましては、耕作可能な農地の確保を含めた土地利用の在り方など、地域の未来を見据えつつ、近隣市町村と調和を図りながら検討していくことが重要と考えております。

県は今年1月から営農継続に向けた関係市町村の連絡会議を立ち上げ、農地の確保について検討を開始しており、本市もこの中で情報、課題を共有しながら、今後とも必要な農地の確保及び営農環境の向上に努めてまいります。

〔秋山義典都市建設局長 登壇〕

○秋山義典都市建設局長 私からは、都市建設局における県市連携についてお答えいたします。

渋滞解消に向けた取組につきましては、これまでも県市で緊密な連携を図りながら取り組んできたところでございますが、TSMC第2工場の第1工場隣接地への建設が決定し、今後見込まれる関連企業のさらなる集積やこれらに伴う交通流動の増加を見据え、広域での人流、物流を支える道路ネットワークの構築や公共交通網の形成は急務であると考えております。

昨日、県において渋滞解消推進本部が設置されたところであり、セミコンテクノパーク周辺と熊本港を結ぶ中九州横断道路や熊本西環状道路の早期整備に向け、国・県・市の事業間の連携を一層強化するほか、JR豊肥本線をはじめとした基幹公共交通軸の機能強化にも、県との連携をさらに深めながらスピード感を持って取り組んでまいります。

また、交通管理者と連携した交通安全対策といたしまして、交通管理者が指定する最高速度毎時30キロメートルの規制エリアにおきまして、道路管理者である本市が路面を滑らかに盛り上げたハンプやハンプと横断歩道を組み合わせたスムーズ横断歩道等、車両の速度を抑制させる構造物を設置することにより交通安全のさらなる向上を図るゾーン30プラスの取組を進めております。

これらのハード対策に加え、通学路の安全点検につきましては、学校管理者や地域の皆様のほか、道路管理者及び交通管理者で合同で実施するなど、密に連携した取組を実施しているところでございます。

〔23番 北川哉議員 登壇〕

○北川哉議員 県市連携について、環境局での今までの取組や今後の連携について局長が答弁されたように、半導体関連企業等の進出による地下水採取や工業排水による水質汚染の恐れが市民の不安要素になっています。今後もデータの分かりやすい公表や涵養等の水保全の取組をよろしく願いいたします。

県設置の地下水保全推進本部との連携も大変重要なことですので、よろしく願いいたします。

経済観光局観光分野では、熊本には阿蘇、天草、そして、熊本市に位置する熊本城が観光のメインであり、交流人口増加を目指す熊本市にとっては、県との連携による

誘客効果を発揮していく必要がもっとあるのではないかと思います。質問いたしました。中心繁華街を持つ熊本市としては、様々な魅力を発信しながら誘客をしていくときに、県との連携は必須と思われます。今後とも連携を密に、協力して熊本の経済を盛り上げていただきたいと思います。

また、繁華街の治安等の安全に関する部分に関しましても、県との連携を密に、安全な熊本市をつくっていただきたいと思います。

スポーツ分野に関しては、振興の分野では国際大会等、連携して招致に成功している点は大きく評価するところですが、熊本のスポーツに対する潜在能力、九州の中での位置関係やスポーツの盛んな地域性を鑑みても、スポーツ施設が充実しているとはいえません。充実とまでいかななくても、今のままでは今後のスポーツ振興にマイナスの要素しかないように思います。

菊陽町では、アーバンスポーツ施設の整備や新球場に関しても県の動向を鑑みて調査、研究に入る報道がありました。勝った、負けたではありませんが、やはり先ほど申しました中心繁華街を有する熊本市がスポーツ分野でもリードしていくことが熊本市観光マーケティング戦略にもあります潜在環境の構築や誘客促進、観光振興を通じた熊本市の活性化に寄与するものであると思っています。

答弁にもありましたが、十分な連携を図りながら可能な限り協力していくのではなく、熊本市が率先してスポーツ施設の整備をリードしていく、熊本のスポーツ振興や交流人口をリードしていくぞとの心意気を見せていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

農水局での熊本の食に関しての国内外への強いアピール、県が目指す農林畜水産物の生産、加工から料理、販売に至るまでの過程を磨き上げ、高付加価値化を進めることに対して、本市が目指す農水産業の姿と合致するとの答弁、県市連携の重要性の認識を持っておられることへの期待が持てました。

農地の問題が昨今言われていますが、その点に関しましても、都市圏の中心にある熊本市ですので、農地の問題が発生している地域、近い場所で希望する農地があるかという点も厳しいのかもしれませんが、しかし、今議会での補正予算にもあります施設園芸産地緊急発展事業での説明、熊本県は野菜及び果樹での施設面積全国一を誇る施設園芸の大産地であり、本市も県内における中心的な施設園芸産地となっているとの説明もあったように、熊本市も農業、農地に対して大きな役割を持っています。今後農業振興、熊本の食及び日本の食を支えているとの大きな使命と誇りを持っていただき、取組への一層の努力をお願いいたします。

都市建設局での連携においては、渋滞解消へ向けて道路ネットワーク構築、公共交通網の形成が急務であること、県で設置された渋滞解消推進本部との連携強化、各所の道路整備に対して国への要望など、スピード感を持って取り組むとの宣言に大きな期待をいたします。政令指定都市ですので、国への要望が重要ですが、各所道路は県所管箇所への接続もあり、県との連携も重要ですので、今後ともよろしくお願いいたします。

します。

また、道路管理者である本市と交通管理者である県との連携による取組も分かりました。今回、県市連携について質問した一番の要因として、私の地元である花園上熊本線、通称西廻りバイパス開通に伴う事故の多発、横断歩道、信号設置に関する課題がありました。課題に対して直接住民の皆様と課題解消に当たる本市であります、市長も会見の中で、設置を県に要望していくとの回答がありました。本市都市建設局道路整備課の職員の皆さんは、丁寧に地域住民の皆様の言葉を聞いて対応していただいていると思います。しかしながら、道路管理者ではできないこともあり、そのジレンマにさいなまれていることも重々承知しております。交通管理者と道路管理者の連携を今後とも強化して、交通問題解消への対応を切に願って、次の質問に移ります。

各局の県市連携について施策を聞いて、大西市長にお尋ねいたします。

熊本市全体として県市連携を必要とするところ、課題や今までできなかったこと、連携のスピードを上げて取り組んでいくことについて教えてください。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 議員から御質問のございました諸課題に対しまして、熊本県と連携し取り組んでいくことは、施策の効果を最大化するために極めて重要であり、私のマニフェストでも県市連携の強化を1期目から掲げているところです。

これまで本市の政令指定都市移行を機に、トップ同士が施策の調整や意見交換を行う場を定期的に設けてまいりましたほか、平成28年度からは地方自治法の改正に伴い、県市調整会議を設置し開催しております。また、昨日でございますけれども、県の方で渋滞対策の本部会議が開催されたということで、その中でトップ会談を私としたいということでお話がありましたけれども、このことについても、既に昨日午前中の段階で木村知事の方から直接私の方に連絡がありましたので、こういうホットラインというものがしっかり構築されているということでございます。

また、トップ同士の連携に加えまして、担当部局同士の連携も図っておりまして、先ほど各局長が答弁いたしましたとおり、多くの分野で県市連携による取組を進めてまいりました。今後も喫緊の課題であります渋滞対策や交通体系の構築をはじめ、地下水の保全、地域経済の活性化など、様々な課題にスピード感を持って連携して取り組み、熊本市のさらなる発展を目指しますとともに、熊本県全体を牽引する役割を果たしてまいりたいと考えております。

〔23番 北川哉議員 登壇〕

○北川哉議員 昨日行われた県渋滞解消推進本部での会議で、木村知事は近く大西市長と意見交換をしたいと申されている報道がありました。先ほど市長から、既に午前中にはそのお話があったということで、さすがスピード感があるなと感じました。

先日、木村知事とお話しする機会が、歩きながらでの僅かな時間ではありましたが、今回私が一般質問で県市連携について一番初めに質問しますとお伝えしたら、県も連携を大事に進んでいく旨のお答えがありました。市長が県議会議員の頃から、また、

市長になられても、木村知事とは役職は違えども公私で仲むつまじく交流を重ねて来られたことは、会見やお話の中で聞いておりました。市長会見での県市連携のスピードが非常に早くなるとの期待感に、私も大きな期待を持っております。私も県市連携に向けた交流を今後とも増やしていきながら、すばらしい熊本市、熊本をつくっていききたいと思っております。

今回の県市連携の質問では、何か熊本市議会議員ではなく熊本県の方を向いているように感じられた方もおられたかもしれませんが、私は今後とも大西市政に対し協力するところは全力で、しかしながら、時には市民のためとして意見で対峙することもあるかもしれませんが、今後も熊本市への愛を持って頑張ります。熊本市への愛ゆえの質問であったと御容赦ください。

次の質問に移ります。

本市の交通環境・交通状況について質問いたします。

先日、KKTくまもと県民テレビにて「抜け出せ渋滞都市」として、熊本の渋滞に関しての特集が放送されました。その放送の中では、全国的に見ても深刻だといわれる熊本の交通渋滞について、熊本市が政令指定都市の中で渋滞ワースト1という実態や極度のマイカー社会であるという背景を基に、公共交通についての放送がありました。

公共交通に関しては後段にて質問いたします。その前に、本市の公共交通状況や環境について、自動車保有率や自動車分担率、交通手段分担の変化について、主要渋滞箇所の推移について、また、それを基にした渋滞対策について、都市建設局長にお尋ねいたします。

〔秋山義典都市建設局長 登壇〕

○秋山義典都市建設局長 本市の自動車及び軽自動車の登録台数は、昭和48年の約14万台から令和3年には約57万台と、約50年で4倍以上増加しております。

次に、熊本都市圏における自動車分担率は、昭和48年の約35%から令和5年には約67%と、50年でほぼ倍増している一方、公共交通分担率は約14%から約5%まで減少しております。

また、熊本西環状道路をはじめとする着実な道路整備により、平成25年に181か所あった主要渋滞箇所は、昨年度末時点で175か所まで減少しているものの、依然として交通渋滞の解消には至っておりません。

そのような状況を踏まえ、本市の交通渋滞の解消のためには、中長期的な広域道路ネットワークの整備と併せ、都市交通を最適化する公共交通と自動車交通のベストミックスを構築する必要があることから、バスや市電等の基幹公共交通の機能強化とともに、利便性の高い料金施策など、ハード、ソフト両面の取組を進め、自家用車から公共交通への転換を促進しているところでございます。

〔23番 北川哉議員 登壇〕

○北川哉議員 本市の自動車及び軽自動車登録台数は約50年で4倍以上に増加、自動車

分担率が約67%、50年でほぼ倍増、公共交通分担率が約5%まで低下と、本市は明らかなマイカー社会であることを周知のとおりに分かる数字でした。

先日、5月30日の有識者でつくる熊本都市圏総合交通計画協議会の会合では、熊本都市圏住民の3人に2人が外出時に主な交通手段として自動車を選んでいる実態が報告され、バスなどの公共交通を選んだのは20人に1人という報告がありました。

そのようなマイカー社会で、政令指定都市渋滞ワースト1を脱却するべく本市では、道路整備、右折レーン改良等に取り組み、私もよく言うフレーズではありますが、主要渋滞箇所181か所から今は主要渋滞箇所175か所まで減少、数とすれば6カ所の解消ではありますが、車の数が減っていない中での減少は大変な苦労と努力によるものと思っております。ありがとうございます。

そして、お答えいただいたとおりに、交通渋滞の解消には中長期的な広域道路ネットワークの整備と併せて都市交通を最適化する公共交通と自動車交通のベストミックスを構築する必要性、バスや市電等の基幹公共交通の機能強化とともに、利便性の高い料金施策など、ハード、ソフト両面の取組を進め、自動車から公共交通への転換を促進することも重要であると思っております。

そこで、次に地域公共交通について質問いたします。

大西市長は、会見にて渋滞解消について公共交通に関して1割の方が自家用車から公共交通に乗り換えていただくだけで渋滞は半減するというような検討結果も出ていますので、それがそのように実証できるように、我々としては積極的に公共交通の利用を進めていきたいと申されておりました。

熊本市の公共交通を考えますと、JRに関しては鹿児島本線が南北に走り、豊肥本線は中央から東へ走っています。熊本電鉄は熊本市中心から合志市へと北へ走り、上熊本までの路線もあります。熊本市電は中央から東側健軍方面と熊本駅方面と上熊本駅方面へ全長12.1キロメートルを走っています。JR、熊本電鉄、熊本市電を考えますと、これだけでは熊本市内を網羅しているとはいえません。熊本都市圏での路線バスに関しましては、バス会社5社で熊本市だけで約250系統があり、このうち約240系統が通町筋と桜町バスターミナルを通るルートに集約されています。集約といいますのは、ほとんどの路線バスが桜町バスターミナルから放射状にバスが通り、網羅しているようで、環状線としての環状結節点を結ぶようなバス路線は少ないということになります。

例えば、健軍電停から北方面の龍田方面へ行く公共交通機関は見当たりません。現在市民病院までの市電の延伸は議論の途中ではありますが、その先はありません。また、龍田方面から植木までの公共交通も思い当たりません。植木方面からJRにて熊本市中心部へは行けますが、JR以外の公共交通で上熊本方面へ行く方法は思い当たりません。上熊本駅から西区の4月に開通した上熊本花園線を通る通称西廻りバイパスを通るバスはありませんし、西区を横軸的に校区中心部をつなぐ公共交通はなく、上熊本駅から熊本駅までの西区内の校区住民は、一度桜町バスターミナルへ出て、そこか

ら熊本駅へ行かなければならない現状があります。

このように熊本市の公共交通は、環状ではなく中心部から放射状になっている部分も公共交通を利用しない要因となっているのではないかと考えております。

議会では、地域公共交通に関する特別委員会が設置されます。この特別委員会に大きな期待を持ち、お尋ねいたします。

熊本市の地域公共交通の現状と課題、今後の展望について教えてください。また、熊本市は環状及び拠点横断的な公共交通がないのが課題と思いますが、過去にそのような環状や拠点横断的な公共交通の計画がなかったのか、また、今後その考えはないのか、教えていただきたいと思っております。

また、公共交通としてバス、電車とあるが、本市には地下鉄やモノレールはありません。地下鉄やモノレールは建設費用が高く、国からの補助金も少なくなっていて現実的ではない状況です。そこで、バス電車以外の公共交通として、次世代公共交通システムである都市型ロープウェイの検討をしてみてはどうかと思うが、お考えをお聞かせください。

都市型ロープウェイに関しましては、過去の質疑にて、田上議員からも質問がありました。私も都市型ロープウェイ、自走式ロープウェイ Zipper に大変な期待を持っております。従来の建設費用の10分の1で済むという試算があり、必要とする土地は少なく、自走式で人員が少なく済むというこれからの人口減少社会でも対応可能とする次世代公共交通システムと思ひ、数十年先の未来を見据えて御検討いただけないでしょうか。都市建設局長にお尋ねいたします。

〔秋山義典都市建設局長 登壇〕

○秋山義典都市建設局長 本市では、平成28年に熊本地域公共交通計画を策定し、市内中心部と地域拠点とを結ぶ8方向の基幹公共交通軸の機能強化や共同経営を通じた重複バス路線の最適化、さらには公共交通空白地域、不便地域へのコミュニティ交通の導入など、地域公共交通網の充実に努めてまいりました。

議員御指摘の地域拠点間等を結ぶ環状の交通ネットワークの構築等につきましても、同計画に盛り込みまして、まちなかループバスの実証実験等を行いながら検討を進めてきたところでございます。

しかしながら、公共交通を取り巻く課題といたしまして、さきにお示した公共交通分担率の低下や利用者減少、運転士不足の深刻化等により、特に路線バス事業では路線の廃止や減便などを余儀なくされており、積極的に新たな路線の検討や設備への投資が難しい状況となっております。

このようなことから、令和5年度に熊本地域公共交通の再構築検討会を立ち上げ、交通事業者等と連携して公共交通の再構築に向け取り組んでいるところでございまして、随時検討の方向性をお示しし、議会での御議論を踏まえながら今年度中に取りまとめたいと考えております。

また、議員御提案の都市型ロープウェイにつきましても、空中という都市空間を有

効に活用し、急勾配や河川などの地形条件にも柔軟に対応できるなど、様々なメリットがありますことから、神奈川県秦野市や沖縄県豊見城市が導入を検討するなど、次世代交通システムとして今後実用化が期待されております。

現在、本市では、AIデマンドタクシーやグリーンスローモビリティをはじめとした多様な交通モードについて実証実験を行いながら導入に向けた検討を進めているところでございまして、都市型ロープウェイにつきましても、実用化に向けた今後の動向を注視してまいりたいと考えております。

〔23番 北川哉議員 登壇〕

○北川哉議員 市長が申された1割の方が自動車から公共交通へ乗り換えていただくことによって、渋滞が半減するとの検証結果を実証するべく、公共交通の利用を進めていきたいとの言葉に対して、公共交通施策が進んでいないように私自身は感じています。

まちなかループバスの実証実験も、過去の質問では期待を持って質問しましたが、結果としては続いていません。公共交通を取り巻く課題は大変厳しいものがあり、お答えいただいた中で設備投資に係る課題として、今議会でも議論があっている全国交通系にICカード決済機器の更新に係る課題等も出てきております。

先ほどの質問で、自家用車から公共交通への転換を促進することも重要であると思っていると仰いましたが、既存の公共交通を維持、継続することもままならない状況に陥るのではないかと危惧しております。ですので、今ある公共交通を活かすためにも、それを結節する交通網を熊本市が主導してつくっていく必要があると思います。AIデマンドタクシーやグリーンスローモビリティをはじめとした多様な交通モードでの実証実験、導入に向けた検討を進めていきながら、壮大な夢のような話と言われても仕方ないと思いつつ数十年先を見据えた都市型ロープウェイについても研究を重ねていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

続きまして、不登校について、学校へ行けない子どもたちについて質問いたします。

不登校に関する質問は、過去においても何度もさせていただきましたが、今後国家としての日本を考える中で教育は重要であり、次世代の子どもたちの活躍が日本を国家として維持するために必要なものと考えますので、質問させていただきます。

まず、不登校の状況について、コロナ禍前の令和元年度と直近の不登校者数について教えてください。また、その原因と感染症以外の原因も考えられる範囲でいいので、教えてください。

教育長にお尋ねいたします。

〔遠藤洋路教育長 登壇〕

○遠藤洋路教育長 本市の長期欠席者の実態把握において、病気や経済的理由、新型コロナウイルスの感染回避による者を除く、いわゆる不登校とされる児童・生徒数は、令和元年度1,366人、直近では、令和4年度2,760人であり、約1,400人増加しており

ます。その要因としては、無気力・不安が最も多く、続いて、生活リズムの乱れや親子の関わり方、友人関係をめぐるもの、学業の不振等となっております。

〔23番 北川哉議員 登壇〕

○北川哉議員 まず教育長が元気に答弁している姿に、本当によかったと思っております。過去の質問では、何かと教育長にあらがう形の質問が多かったので、私に要因があるとは思っていませんでしたが、心配でした。これも熊本市への愛、子どもたちの教育に対する愛と思い、今日も多少厳しいことを言うかもしれませんが、余りストレスに感じないように、仕事として仕方ないことだと思っただけならばと思います。

令和4年度の不登校とされる児童・生徒の数が2,760人、令和元年度から約1,400人の増加、その要因が無気力・不安、生活リズムの乱れ、親子の関わり方、友人関係、学業の不振、その中でも多くが無気力・不安であることに危機感を覚えます。昨日、テレビで報道もあっておりましたとおり、この要因に関して詳しく調査していく必要が私自身もあると思っております。

親子の関わり方という要因については、学校に起因した要因ではないので、教育委員会としては言いにくいことではあったと思いますが、率直に答弁していただいたことに感謝いたします。私も学校教育に保護者として関わって長くなりますが、親子の関わり方が起因として学校へ行けない子どもたちを多く見てきました。一生懸命に学校へ通うことを勧める保護者に対して、どうしても足が向かない子どもたちの苦悩、そして、保護者の苦悩は大変つらいものがありました。

不登校の状況についてお答えいただきましたので、次に、不登校対策と対策を実施したその後、義務教育を修了した後についてをお尋ねいたします。

熊本市教育委員会が実施している不登校対策は多様的であり、よく考えられていると私自身は評価しています。そして、毎年改善を重ね、子どもたちのために思い、対策を講じていると思っております。多くの不登校となってしまった子どもたちがこの対策により小学校、中学校の課程を経て、その後の進路へ進んでいる現状も多くの保護者の方から聞いております。

私は今後の日本の教育は、今までの学校教育法第1条に掲げられている教育施設、第1条学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とするとされている通称一条校といわれる学校へ通うことを前提とした考え方ではなく、多様な学びを認めていく方向に進むと思っております。そうでなければ、これからの全世界的考え方で人口減少へ進む日本を維持していくことが困難な時代になるのではないかと考えています。私は一条校へ通うことが当たり前であった時代に育った人間ですので、この考え方を持つことに抵抗があった時期もありました。しかしながら、近年の不登校の状況を見たときには、時代に対して変化をしなければという考え方を持つようになりました。

そこでお尋ねいたします。

不登校対策の現状と今から取り組む内容について教えてください。また、不登校対

策とその後、例えば高等学校等へ進学ができた割合や高校進学後の状況、卒業できたのか、もしくは転校や中退となった割合を分かる範囲でいいので教えていただきたいと思ひます。

そして、日本の教育について、先ほど述べた一条校へ通うことが当たり前の現状が今後どのように変化していくのかを教育長の私見でもいいので、お聞かせいただきたいと思ひます。

以上について、教育長にお尋ねいたします。

〔遠藤洋路教育長 登壇〕

○遠藤洋路教育長 北川議員には温かいお言葉をいただき、誠にありがとうございます。再び元気にこの場に立てますこと、大変うれしく思っています。たくさんの議員の皆様からも励ましのお言葉をいただきました。この場を借りて厚く御礼申し上げます。本当にありがとうございます。

さて、不登校対策についてですが、不登校を含む長期欠席児童・生徒への支援については、学校内の支援として不登校対策サポーターや心のサポート相談員の配置、学校外の支援として、教育支援センターにおける通所児童・生徒の受入れ、教育ICTを活用したオンライン配信、大学生を学校や家庭に派遣するユア・フレンド事業などに取り組んでおります。

また、フリースクール等の学校外の施設に通う児童・生徒の指導要録上の出席扱いについてガイドラインを作成し、必要に応じ各学校に対して助言等を行っております。

今年度は、スクールソーシャルワーカーや不登校対策サポーターを増員し、校内支援体制の充実を図るほか、フリースクール等民間団体との連携会議の開催を予定しております。

令和4年度本市の中学校卒業生全体の約99%が高等学校や高等専門学校、専修学校、各種学校等に進学しており、不登校の生徒の大半も高等学校等へ進学している状況であるといえます。進学後の状況の把握については、不登校支援を受けていた生徒も含めて今後検討してまいります。

一条校以外の学びの選択肢は、価値観の多様化や技術の進歩とともに増えております。学校を魅力的なものにするとともに、学校へ来ていない児童・生徒も取り残されることがないように、どこともつながらぬ生徒をなくしていく取組を行ってまいります。

〔23番 北川哉議員 登壇〕

○北川哉議員 私は先ほども述べましたが、本市の対策について評価をしています。ですので、それを今後さらにこどもたちが教育を受けることができるように、その先までも考えていく必要性をお願いした次第です。やはり中学校卒業、そして、高等教育へ進学し社会に出ていくその基礎と申しますか、育つための土壌をつくっていくのが本市の責務と思ひます。そのためには、学校へ通うことが難しくなった場合に、多くの選択肢を持ってもらい、そして、少しずつでも社会へ踏み出す一歩をつくっていく

ことが大事で、社会への一歩と考えたときには、中学校卒業後を調査して、多様な教育を考えていかなければいけないと思います。よろしく願いいたします。

一条校へ通うことが当たり前という現状についての今後については、公立学校を統括、担っている、懸命に今の学校を魅力的にしていこうとしている教育委員会の方たちがいる中で、教育長にお答えいただくことは大変厳しいことと思いましたが、教育長の教育論を語っていただく機会としてはここしかないと思い、質問しました。今後誰にも言いませんので、教育長のお考えをいつかお聞かせください。

今後とも子どもたちが活躍できる社会への一歩を全ての子どもたちが踏み出すために、教育を進めていただくことをお願いして、次の質問に移ります。

続きまして、市街化調整区域等の課題について質問いたします。

T SMCの熊本県への進出に伴い、工場建設や住宅建設に伴う都市開発が近隣市町では進んでいます。菊陽町や合志市では市街化調整区域が多く都市開発がしにくいところがありますが、行政主導で地区計画による工場用地や住宅用地等の確保をどんどん行っています。

そこでまず、市街化調整区域等の制度設定についてお尋ねいたします。

熊本市の市街化区域と市街化調整区域を区分する、いわゆる線引き制度の導入について、変遷を教えてくださいたいと思います。

熊本市以外で線引き制度となっている近隣市町はどこか、また、平成12年の法改正により線引きは選択制となっていたと思うが、熊本市は線引き制度を廃止できないのか、また、これを市街化区域、市街化調整区域の区域を変更しようとした場合の手続に関して教えてくださいたいと思います。

都市建設局長にお尋ねいたします。

〔秋山義典都市建設局長 登壇〕

○秋山義典都市建設局長 市街化区域と市街化調整区域の区分、いわゆる線引き制度は、都市周辺部における市街地の無秩序な拡大を防止し、良好な生活環境の確保や公共投資の効率化、農林漁業との調和を図ることなどを目的とした制度でございます。本制度は、昭和43年の都市計画法制定と同時に設けられておりまして、本市においては、昭和46年に初めて定められた後、おおむね10年に一度、過去5回の定期見直しを経て現在の区域となっております。

現在県内には17の都市計画区域があり、そのうち線引き制度は本市並びに合志市、菊陽町、益城町、嘉島町からなる熊本都市計画区域において定められております。線引き制度は、平成12年の都市計画法の改正によりまして選択制となりましたが、三大都市圏の既成市街地等や政令指定都市を含む都市計画区域につきましては、引き続き線引きを行うことと規定されております。

また、市街化区域と市街化調整区域の区域を変更する場合、同法に基づきまして、住民等の意見聴取や関係機関との協議等のほか、都市計画審議会の議を経ることとされております。

〔23番 北川哉議員 登壇〕

○北川哉議員 今回の質問は、なぜ所有する土地が制限されなければならないのかという疑問に対して、まずは制度について確認し、その後の議論をしていかなければいけないと思います、質問しました。

熊本都市計画区域以外では線引き制度はなく、開発が進められているのに熊本市は制限が厳し過ぎるとの御意見を市民の方からいただき、お話を聞いたところでの確認でした。お答えいただいた点を鑑み、次の質問をいたします。

線引き制度は、市街地の無秩序な拡大を防止することなどを目的とした制度であり、平成12年の法改正により線引き制度は選択制となったが、三大都市圏の既成市街地、近郊整備地帯等、指定都市の区域の全部または一部を含む都市計画区域は、いまだに開発圧力が強いことから、引き続き義務づけがされているところです。

そこでお尋ねいたします。

近年のTSMC進出による都市開発の必要性を熊本市として考えた場合に、線引きの変更、市街化区域を広げる必要もあると思われませんが、令和7年の見直しにおけるお考えをお聞かせいただきたいと思います。

また、線引きを変更しなくても、菊陽町や合志市のように行政主導で地区計画を行うことも可能と思われるが、その点についてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

また、地区計画も難しい場合に、熊本市は集落内開発制度があります。私は集落内開発制度の基準が厳しいと思っています。生活に必要な店舗であれば許可は出るが、事務所という形態は許可は出ないなど、集落内開発制度の中ではほとんどのものが建てられない状況にあると思っています。熊本市の北区、西区、南区の多くが市街化調整区域区であり、集落内開発制度上の区域になっていても何も建てられない状況に憂えています。

TSMC進出に沸く熊本県であっても、西区、南区は取り残されています。そこで集落内開発制度の基準の緩和を御検討いただけないでしょうか。また、基準緩和へ向けての検討会の設置等はできないのでしょうか。都市計画審議会がありますが、その場への検討議題を上げることはできないでしょうか。

以上、都市建設局長にお尋ねいたします。

〔秋山義典都市建設局長 登壇〕

○秋山義典都市建設局長 議員御指摘のとおり、TSMC進出を契機といたしまして、熊本都市圏において新たな都市開発の需要が生じていることは認識しております。昨年度産業進出などの社会情勢の変化を踏まえ、有識者で構成する土地利用方針検討委員会におきまして、令和7年度の都市マスタープラン並びに各種都市計画の見直しに向けた今後の土地利用の方針が取りまとめられたところでございます。

その中では、今後の人口減少や空き地、空き家の発生等を踏まえ、市街地は原則として拡大せず、課題に適応可能な市街化区域の規模とすることで日常生活サービス機

能や公共交通等を確保し、都市活力の維持を図ることとされております。

また、市街化調整区域におきましては、地区計画制度等により自然環境等との共存を図りながら、地域コミュニティや生活利便性の維持並びに新たな産業用地を広域交通の利便性が高いエリアに計画的に誘導することが位置づけられたところでございます。

また、集落内開発制度につきましても、市街化調整区域の性格を踏まえ、地域コミュニティの維持という目的に即した制度運用を図ることとされております。

今後これらの方針に基づきまして、議員御指摘の地区計画や集落内開発制度について、都市計画審議会の専門部会での議論を踏まえ、具体の検討を行ってまいります。

〔23番 北川哉議員 登壇〕

○北川哉議員 熊本都市圏における新たな都市開発の需要が生じていることを認識されているとのことでありましたが、私自身は少し遅きに失した感が否めません。令和7年度の都市マスタープラン並びに各種都市計画見直しに向けても、市街地は原則として拡大せずとの答弁であり、私たち市街化調整区域が多い地域に住む者たちにとっては、厳しい答弁でした。集落内開発制度に関しましても、答弁では地域コミュニティの維持という言葉で、現状維持ともとれる答弁と受け止めました。

地域コミュニティを維持するためには、居住人口及び就業人口、については、昼間人口といわれる昼間に働きにくる事務所等の会社も必要であり、それを認める基準緩和が必要と思っております。かすかな希望としては、新たな地区計画制度の検討を行っているとのお答えですが、それがどこまで実効性のあるものになるかは不透明です。

政令指定都市としての責務は必要ですが、地域間格差のない都市でなければと思っております。その点を考慮して、今後の地区計画や集落内開発制度について本気で具体的に議論、検討していただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

私が用意した質問は以上です。質問をするに当たって御支援いただいた先輩議員、同僚議員の皆様、そして、丁寧にサポートいただきました議会局の皆様にご心より感謝を申し上げます。傍聴して下さった皆様、そして、インターネットにて御視聴いただいた皆様にも重ねてお礼を申し上げます。

今後も皆様からの御指導や叱咤激励を力に変え、熊本市議会議員としての責務を果たしてまいります。御清聴ありがとうございました。（拍手）

○寺本義勝議長 この際、議事の都合により休憩いたします。

午前11時10分に再開いたします。

午前10時55分 休憩

午前11時09分 再開

○寺本義勝議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○寺本義勝議長 一般質問を続行いたします。

田上辰也議員の発言を許します。田上辰也議員。

〔33番 田上辰也議員 登壇 拍手〕

○田上辰也議員 皆さん、おはようございます。市民連合の田上辰也でございます。質問項目が多くありますので、簡潔に行いたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

早速ですが、通告1番目の地方自治法改正案について、市長にお尋ねいたします。

衆議院では、5月30日に地方自治法改正案が可決されました。改正の柱は、個別法の規定がなくても国が自治体に指示ができる特例の新設です。この法案は、1993年の地方分権推進の一括決議に始まるこの30年の地方自治に関する議論を全て葬り去る可能性の高い大改悪です。地方分権、地方の自立に水を差すものであると言わざるを得ません。

新型コロナ禍で国からの自治体への指示がうまくできなかったことが今回の改正の主な理由のようです。しかし、そんな事実はあったのでしょうか。逆に法の規定もないのに学校を休校させたり、PCR検査にブレーキをかけたり、エアロゾル感染を長く認めなかったり等々、国から自治体への根拠もない無理な指示が多かったのではないのでしょうか。

そこで、これまでの地方自治の流れを見てみますと、1993年の衆参両議院の地方分権の推進に関する決議に始まり、2000年には地方分権一括法の施行で、中央集権的な行政の在り方を見直し、国から地方へ権限や財源の移譲を進め、地方自治体に権限を委譲し、中央集権的な行政から地方自治を強化することとされています。国が自治体を指揮監督する機関委任事務が廃止され、自治体の事務は自治事務と国が自治体に委ねる法定受託事務に区分されました。国と自治体の関係は上下・主従から対等・協力になりました。道州制導入の議論も活発に行われるようになりました。道州制担当大臣も設置され、2006年九州市長会では、「九州府」構想～10年をめどに道州制実現をめざす～報告書が作成されました。

（「まぼろしだった」と呼ぶ者あり）

○田上辰也議員 そうです。本当に実現してほしかったものです。

このような地方自治推進の流れがありました。しかし、今回の改正案は、自治事務と法定受託事務の区別もなしに指示権を広げるとともに、国と自治体の対等・協力関係を上下・主従の関係へと転換させることにもなりかねません。国と自治体の対等・協力の関係が揺らぎ始め、歴史の歯車が逆回転を始めたのではないかとさえ感じられます。

改正案での指示は、国民の生命等の保護に必要な場合に閣議決定を経て行うとしていますが、指示が必要な場合が何か大変不明確で、乱用のおそれがあります。特に最近、戦闘機の輸出のような重要事項も国会が関与せずに閣議だけで決められていることを思うと、内閣が好き放題に判断できる閣議決定は歯止めにはなりません。

さて、大西市長は、九州大学大学院法学府博士後期課程で単位修得しておられ、九州市長会会長と全国市長会副会長を務めておられます。まさに地方自治の理論と実務のリーダーでもあります。今回の地方自治法改正案をどのように受け止めておられますか、忌憚のない御意見をお聞かせいただければと思います。よろしくお願いたします。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 このたびの地方自治法の改正案は、国において、新型コロナウイルス感染症対応において生じた様々な事態に迅速に対応できなかった反省を踏まえ、地方制度調査会における議論、答申を経た上で国会に提出され、現在審議が行われているものと認識しております。

大規模な災害や感染症の蔓延等に際して、今後も起こり得る想定外の事態への対応に万全を期すため、補充的な指示権の創設を含めた法整備を進めることについて、その必要性は理解するところでございますが、一方、指定都市市長会としても要請いたしました。実際に国が指示を行う際は、地方自治体の自主性、自立性を尊重する観点から、極めて限定的かつ厳格な制度となるよう慎重に運用されるべきと考えております。

衆議院において事後の国会報告を求める修正案が可決され、また、地方自治体の自主性、自立性を尊重する方向での附帯決議がなされたことは、丁寧な審議が行われていることのあらわれと考えております。引き続き、国会での議論を注視してまいりたいと考えております。

〔33番 田上辰也議員 登壇〕

○田上辰也議員 地方自治法改正案は現場の気概や意欲を奪って自治体を指示待ち体質にしかねないと危惧します。附帯決議では、指示権行使に当たっては自治体との事前協議など、状況に応じて十分に必要に調整を行うことなどを国に求める内容となっておりますが、時には無視されることもある附帯決議にどれだけの効力があるのか疑問に感じます。参議院で熟議に期待したいと思います。

続きまして、通告2番目の行政区割りの工事入札制限について、市長にお尋ねいたします。

「会社のすぐ前に工事の現場があるのに、隣の区だからという理由で入札に参加できんとです。市のやり方はおかしか。上下水道局ではそぎゃんこつはなかんですよ」という業者さんがいると、ある人から「何とかならんとですか」と相談がありました。

舗装補修工事で単価契約で水防業務も含むそうです。緊急に現場に行かなければならないこともあり、行政区割りにしているようです。緊急性があるなら距離制限で済むのに、行政区割りにしてしまっちは発注件数と業者数のアンバランスが発生します。落札率の高止まりが見られているようです。落札率では上下水道局は80%台であるのに対し、区割りにしている市長部局は90%台で、時には100%のこともあったようです。予定価格と落札金額が同じということです。競争原理が働いていないことを示し

ています。公正な競争が働いていれば工事費も適正な金額となり、年間の予算内でさらに何本も追加工事を行うことができるようになります。

ところで、地方自治法の第2条には、地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないと書いてあります。公務員は研修で習っています。しかし、現場に行くと、その意識も薄れてきてしまうようです。

市長のお考えをお尋ねいたします。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 現在、各区土木センターにおける道路の補修等の維持管理業務に関しましては、豪雨や台風等の自然災害等に伴い、緊急的な対応が必要となる業務を対象に入札参加資格要件を付しております。これにつきましては、過去に遠方の業者が受注し、災害対応に遅れが生じた経験から、迅速に現場に到着できること等を目的に、各区土木センター管内に本店を有することを要件としてきたところでございます。

しかしながら、近年、各区の業者数の違いなどにより入札の不調や落札率の高止まりなどが一部発生しておりますことから、本店所在地の隣接区も入札の対象とするなど、業務に求められる地域性や緊急対応力と併せて競争性の確保などを総合的に勘案し、より適切な参加資格要件を検討してまいりたいと考えております。

〔33番 田上辰也議員 登壇〕

○田上辰也議員 市長、ありがとうございます。

より適切な参加資格要件の検討に入るとの前向きな答弁でありました。政策を変更したときは、その変更は正しかったか、PDCAのサイクルに従い見直しが必要だと思ったところです。よろしく願いいたします。

通告3番目の高齢者への終活支援について、健康福祉局長にお尋ねいたします。

間近に迫る2025年問題を御存じでしょうか。来年のことです。2025年問題とは、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、医療や介護などの社会保障費の増大が懸念される問題です。2025年には団塊の世代が約2,200万人を超えると予想されており、国民の4人に1人が75歳以上という超高齢社会に突入します。団塊の世代の人たちが平均寿命を迎える年は、いわゆる多死社会の到来といえることができるかもしれません。

私は2012年平成24年第4回定例会において4点の質問をしております。火葬場の適正配置と共同運営について、墓地の供給と管理について、高齢者相談窓口の設置について、最後の住まいの供給についてでございます。

火葬場については、多くの議員の皆様が本議会で質問させておられ、火葬の炉数については確保される見通しとなっています。一方、適正配置と相互利用については、連携中枢都市圏での協議は何年もたつのに全く進んでいないようです。

そこで、健康福祉局長にお尋ねいたします。

1点目、市民が市外で火葬するときには相当な割増し料金を負担しておられます。連携中枢都市圏の市外の火葬場がもっと利用しやすくなれば、圏域内では火葬場の運

営が安定することになると思います。市外の住民だからという理由だけで割増し徴収されている使用料については、居住地の自治体が補助するという形にはできませんか。

2点目、葬儀を行う扶養義務者がいない場合、いわゆる身寄りのない遺体の火葬等の措置は自治体で行われていますが、多死社会の到来でその件数は増えてきてはいませんか。

3点目、事前に死後の措置を本人が決めて知らせておくことで、自治体の負担は少なくなります。葬儀に限らず、死後のことに不安を抱えている高齢者は多いと思います。幅広い相談窓口を用意されてはいかがでしょうか。よろしくお願いします。

〔林将孝健康福祉局長 登壇〕

○林将孝健康福祉局長 3点のお尋ねに順次お答えいたします。

まず、1点目の火葬場に関するお尋ねについてですが、本市を含め熊本連携中枢都市圏の圏域内の火葬場使用料は、火葬にかかる燃料代や維持管理経費、建物の減価償却費等の原価計算を基に管内及び管外の使用料を設定し、利用者の居住地に応じて当該使用料をそれぞれ徴収いたしております。

人口減少、少子高齢化が加速していく中、将来的な火葬場運営の安定化を図っていくことは重要であると考えており、議員御提案の火葬場の管外使用料の補助につきましては、圏域内における相互利用や負担軽減策の1つとして引き続き研究してまいります。

次に、葬儀を行う扶養義務者がいない場合の御遺体の取扱いについてですが、本市では、葬儀を行う扶養義務者がおらず、かつ扶養義務者以外の方から葬祭執行人として生活保護法に基づく申請があった場合、葬祭扶助を適用し、当該葬祭執行人へ葬儀に係る費用を支給いたしております。

また、葬祭執行人がいない場合は、墓地・埋葬等に関する法律や行旅病人及び行旅死亡人取扱法に基づき、本市が直接葬儀を行っているところです。

これらの件数の推移につきましては、令和2年度が107件、令和3年度が151件、令和4年度が167件であり、近年増加傾向にあるものと認識しております。

最後に、高齢者のための幅広い相談窓口の設置に関するお尋ねについてですが、人生の終わりに向けて準備を行う活動、いわゆる終活は、人生の最後においても自分自身の意思が反映され、自分らしい人生を実現するための重要なものであると考えております。このようなことから、本市では介護予防の取組や介護保険制度を紹介する冊子「くまもと介護知得（しつとく）情報」の中に終活の具体的内容を盛り込み、啓発を行うこととしております。

また、高齢者が人生の最終段階にどのように医療やケアを受けたいのか、あらかじめ書き留めて話し合うためのメッセージノートを作成し、区役所や高齢者支援センターささえりあなどで配布しております。

さらに、高齢者支援センターささえりあにおいては、専門機関と連携しながら相談できる体制を整備しているところでございます。

議員御提案の幅広い相談窓口の設置につきましては、終活支援の範囲が見守りや買物支援などの日常生活支援、入院の際の連帯保証などの身元保証等支援、葬儀などの死後事務支援と多岐にわたることから、まずは国や他都市の動向を踏まえながら本市の体制について検討してまいります。

〔33番 田上辰也議員 登壇〕

○田上辰也議員 市民の住まいの近くにある市外の火葬場を利用してもらうと、本市の火葬場運営の負担は少なくなります。そして、市内ではあっても遠い場所の火葬場を利用しないで済むことから市民も助かります。本市も助かる、市民も助かる、ウィンウィンの関係ともなりますので、ぜひ市外の火葬場の割増し料金補助については前向きに御検討をお願いいたします。

終活支援については、既に多くの都市で実施されております。国も新たな制度を検討されています。本市も遅れることのないよう、相当の準備をお願いいたします。

続きまして、通告4番目のマンション管理組合への支援について、都市建設局長にお尋ねいたします。

高齢化が進むのは人間ばかりではありません。私たちの住む地域社会も高齢化が進んでいます。空き家も多く見受けられるようになり、建物や庭木の手入れもされていないお家もあります。周辺住民に迷惑をかけている事例も多くなりました。戸建て住宅は行政の空き家対策も進んでいるようです。一方、集合住宅のマンションも建物の老朽化と入居者の高齢化が進んでおり、管理組合の運営も困難な状況があると聞いております。このことに本市はどのような対策をとっておられますか。今後考えられる課題は何でしょうか。都市建設局長にお尋ねしたいと思います。

〔秋山義典都市建設局長 登壇〕

○秋山義典都市建設局長 本市における分譲マンションは高度成長期に建設が始まり、令和6年4月時点で817棟、約3万7,000戸あり、743の管理組合が組織されております。分譲マンションにおける良好な住環境の確保には、入居者等の所有者で構成される管理組合の円滑な運営が重要でありますことから、平成20年より熊本県マンション管理士会等と連携し、管理等に関する相談会や管理士派遣等を実施し、適正管理意識の向上や管理規約の整備支援等に取り組んでまいりました。

さらに、令和4年4月には、管理規約だけでなく長期修繕計画やそれに係る資金計画等、分譲マンションの管理計画全般につきまして、国の基準に基づき認定する制度を開始するなど、管理水準の底上げを図っているところでございます。

本市における分譲マンションは、今後10年間で約43%が築40年以上となりますことから、建物の老朽化と入居者の高齢化による管理不全状態の増加が懸念されております。

そこで、本年度より743全ての管理組合を対象に長期修繕計画の有無や定期的な総会の開催状況等を把握する調査を行っております。さらにこのうち築年数が40年以上等の要件に該当する約140の管理組合に対しましては、専門家を現地に派遣し、さ

らに詳細に管理運営状態の調査を行っているところでございます。

今後、これらの調査結果を基に必要な支援を検討し、管理組合の自主自立による適正なマンション管理を推進してまいりたいと考えております。

〔33番 田上辰也議員 登壇〕

○田上辰也議員 本市の分譲マンションについては、管理運営の状況は行政として十分に把握され、支援に取り組んでおられるようで、安心しました。

ところで、人、高齢者に対しましては介護保険法で要支援、要介護とランクがあり、適切な支援が行われています。今後は分譲マンションにおいても介護保険法の要支援、要介護のようにランクづけを行い、効果的な支援をお願いいたします。

続きまして、通告5番目の水源涵養林整備事業について、市長にお尋ねいたします。

阿蘇の野焼きはなぜ行われるか、皆さん御存じだと思います。野焼きをしないと牧草地は森林に変遷していくからです。私は水保全課の職員であったとき、涵養林系の検査に同行したことがあります。大津町真木の広々とした外輪山山麓でした。その一角にうっそうと茂った見事な森林を見ることができました。「あれは何ですか。この植林地もあのようなになるといいですね」と担当職員に尋ねましたが、「県有林です。山火事のあった後、そのまま何もしてなかったからあぎゃんなったとです」との返答が返ってきました。「ここもわざわざ植林や下草刈りなどしなくても、あんなになるなら何もしない方がいいんじゃないですか」と言いましたら、「昔からしよるけんしよるとです」との返事でした。はて、何のために植林をしているのだろうかと首をかしげたところでした。

そのうち、地下水流動の研究に取り組んでおられ、熊本の地下水について講演をお願いすることが多い熊本大学名誉教授の嶋田純先生とお付き合いすることになりました。嶋田先生は、草地と林地では草地の方が水源涵養効果が高いと論文を出されておられます。熊本の水源涵養域となっている阿蘇山地帯は、植林して林地とするより草地であるほうが水源涵養効果としては高いのです。また、本市は人、物、金を投入して植林し、林地を拡大する事業を行っていますが、阿蘇の自然の植生は森林へと変遷するものですから、大自然からすれば、「どうせ森になるのになんばしよっとだろうか」というようなものです。

一方、本市は、1953年昭和28年、私が生まれた翌年です。6・26水害のように、白川の洪水被害を受けており、そのときの流量を基準として基本高水流量が設定され、治水対策が進められています。6・26水害が発生する前の戦中戦後に、山間部は森林を乱伐していたこともあり、森林の保水力は極端に低下しており、降った雨は通常の森林に比べ土壌に浸透せず、地表を流下して河川に注ぐ形となった。その上、同年4月27日に噴火を起こした阿蘇山は、降灰量516万トンにも及ぶ大量の火山灰が堆積し、それが豪雨によって雨水とともに地表を流れ、土石流となったことが6・26水害を引き起こした大きな原因といわれています。

ところで、森林は緑のダムと呼ばれています。降雨を保水し土砂の流出防止を果た

しています。白川流域面積の約80%が阿蘇のカルデラ内にあり、洪水防止の保安林としての役割は高いのです。白川の流水は大津、菊陽の白川中流域の水田地帯では、地下水涵養の水源となっています。地下水涵養域はカルデラの外側の外輪山斜面にも大きく広がっており、白川の河川流域と地下水の涵養域は異なっていることを御理解いただきたいと思います。

本市は、森の都推進部を創設し、ミドリ政策の一元化を進めております。水保全課の所管となっている涵養林事業は、治水保安林事業として都市建設局の治水事業の一環に位置づけし、一方、地下水の涵養域においては環境局が水田などでの人工涵養に注力してはどうかと考えます。市長のお考えをお尋ねいたします。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 本市の地下水保全対策としては、森林を活用した水源涵養林の整備や農地を活用した水田湛水に取り組んでまいりました。そのような中、近年の半導体関連産業等の進出によりまして、地下水採取量の増加が見込まれており、新たな地下水涵養対策として涵養機能が大きいとの研究報告がある草原の活用について、現在課題の整理を行っております。

次に、森林には治水機能をはじめ地球温暖化防止など、様々な機能があることは承知しておりますが、本市では、水源涵養機能及び水質浄化機能に着目し、平成元年度から県や関係市町村と連携し、水源涵養林整備を開始し、その面積拡大を図ってまいりました。

議員御提案の政策の一元化につきましては、今後業務の効率化の観点から検討いたしますとともに、新たな人工涵養の手法も研究いたしまして、世界に誇る清冽で豊富な地下水を後世に確実につなげるため、保全に全力で取り組んでまいります。

〔33番 田上辰也議員 登壇〕

○田上辰也議員 市長、丁寧な答弁ありがとうございました。

業務の効率化の観点は常に持ち続けなければならない重要なことだと思います。そのためにも合理的根拠（エビデンス）に基づく事業実施、E B P Mが求められます。ぜひ政策の一元化の検討を進めていただきたいと思います。

ところで、加藤清正公が白川に流れる水を水田の用水に利用することを始められた頃から、熊本の地下水は増えたといわれております。ちょうどその頃、白木、江津あたりで湧水がどんどん増えてあふれ出し、そのために江津塘の堤防がつくられたと聞いております。

このように白川中流域の水田地帯と私たち熊本平野の地下水というのは密接な関係がございますし、人の行う行為、人為によって私たちの生活環境は形づくられております。いわゆる地下水の人工涵養については、これまでの歴史を受け継ぎ、地下水の保全と涵養をさらに推進していただきたいと思います。どうぞよろしく願います。

続きまして、通告6番目の路面標示の維持管理について、都市建設局長にお尋ねい

たします。

市民の方から、路面標示が薄くなって見えにくいところがあり、夜の雨の日はどこが中央線か分からず、対向車にぶつかりそうになりながら、この辺が中央線だろうかと想像しながら運転して、怖い経験をしております。とても危険な思いをしておりますという話がありました。それから、横断歩道の線もかすれて、ドライバーがここは横断歩道と知らずにえらいスピードで通るので、大変怖い目にあってしゃがみこんでしまったという声も聞きます。「薄くなったところは早めに補修しないと人命に関わることになりますよ」と、その人から注意を受けたことが最近ありました。

そこでお尋ねいたします。

1点目、路面標示の施工はどこで行っていますか。所管が異なっても情報を一元的に管理して、定期的に工事を一括発注することはできませんか。

2点目、路面標示はすぐに薄くなってしまうような印象があります。塗料の品質向上はされておられますか。

3点目、道路の定期点検をAIカメラで行い、収集したデータは自動的に補修時期と場所を一覧表にして、1点目の質問のように各所管が共同管理、一括発注とかできると大変効率的と考えられますが、いかがでしょうか。よろしくをお願いします。

〔秋山義典都市建設局長 登壇〕

○秋山義典都市建設局長 道路の路面標示のうち、車両の通行部分を示す中央線や外側線などは道路管理者である本市、横断歩道や停止線などの交通規制を伴うものは警察を通じて公安委員会がそれぞれ補修を実施しております、それぞれを同一時期に補修できるよう、互いに情報共有を行っております。

路面標示の塗料につきましては、耐久性の比較検討を行うことで採用する材料の品質向上を図るなど、維持管理方法の改善に努めてまいります。

また、道路の点検につきましては、ICT等の新技術を活用し、地域課題解決を図るために設立されましたスマートシティくまもと推進官民連携プラットフォームにおきまして、ドライブレコーダー等のデータを活用した路面標示の状況把握の可能性について研究を進めてまいります。

なお、議員御提案の一括発注等につきましては、対応基準の違いや責任の所在のほか、契約上の課題等があり、現時点で見直しをお示しすることは難しいところではございますが、さらなる効率化に向け、関係機関と意見交換を行ってまいりたいと考えております。

〔33番 田上辰也議員 登壇〕

○田上辰也議員 路面の現状把握とその程度のランクづけは、技術革新のこの世の中で、情報収集に努めていただきたいと思います。このデータに基づく路面標示の施工は、所管が違っていても方法は同じですので、ぜひ関係機関の調整を進めていただきますようお願いいたします。

引き続き、通告7番目の加勢川（江津塘・木部塘）の親水空間について、都市建設

局長にお尋ねいたします。

加勢川ちやりんぼ道と名づけて質問してきました。西区、南区、そして東区、さらには秋津川を通過して益城町まで続くちやりんぼ道が出来ると大変便利になり、交通事故も減少すると発言していましたが、ちやりんぼ道と名づけていては交通問題と受け取られて、よい答弁は頂けません。

加勢川の治水は国交省が担当して、ほとんど整備は完了しています。そこで、河川沿いの快適環境を創造するため、歩行者も自転車も利用しやすい空間の活用という観点から、国交省と協議されてはどうでしょうか。都市建設局長、よろしく願いいたします。

〔秋山義典都市建設局長 登壇〕

- 秋山義典都市建設局長 議員御提案の加勢川における歩行者も自転車も利用しやすい空間整備につきましては、現状、計画への位置づけ等がない状況ではございますが、地域の意見として河川管理者である国に伝えてまいりたいと考えております。

〔33番 田上辰也議員 登壇〕

- 田上辰也議員 歩行者も自転車も利用しやすい空間の整備は、地域の意見として河川管理者に伝えていただけたとのこと。大変ありがとうございます。ぜひ熱意を持って伝えていただきますようお願いいたします。

通告8番目以降は、先ほどの北川議員のように、教育長に愛を込めて4点の質問をしたいと思います。

8番目の質問です。学校間の交流についてですが、昨年9月から10月にかけて、フランス・エクサンプロヴァンス市とドイツ・ハイデルベルク市をそれぞれ交流都市締結10周年、そして30周年の記念事業に訪問させていただきました。記念事業と併せて本市も参考になる取組をたくさん拝見いたしました。

エクサンプロヴァンス市では、近隣の小学校が共同で音楽活動などを行っているのを拝見させていただき、演奏も聞かせていただきました。これは小学校が交流することで地域の融和も進み、こどもたちが中学校に進むことで既に顔見知りのわけですから、すぐに打ち解け、学校生活が楽しみなものになると思います。本市においても学校間の交流を進めてはどうかと思いますが、教育長はいかがお考えになりますか。よろしく願いいたします。

〔遠藤洋路教育長 登壇〕

- 遠藤洋路教育長 愛のある御質問をありがとうございます。

学校間の交流は様々な児童・生徒が関わり合うことで多様性への理解が深まり、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育む上で価値があるものと認識しております。本市においては、各学校がこどもの実態や地域の実情に応じて工夫しながら進めているところです。

例えば、小学校と特別支援学校による歌やゲーム等による交流活動、小学校と中学校による運動会や田植え等の農業体験活動、複数の小学校による合同集団宿泊学習や

オンラインを活用した合同授業に取り組んでおります。

また、スポーツや文化・芸術活動に関するイベントにおける交流も積極的に行っております。中学校では、合同チームによる部活動も行われているところです。

今後も幅広い体験を得たり、多様な考えに触れたりできるよう、実際の訪問やICTの活用による学校間の交流を進めてまいります。

〔33番 田上辰也議員 登壇〕

○田上辰也議員 教育長、ありがとうございます。

既に小学校から中学校まで幅広く各分野で交流が行われており、さらに今後も推進していくとのこと、よろしく願いいたします。多様な経験はこどもの発達に多に役立つことと思います。

引き続き、通学区域の設定についてお尋ねいたします。

これまで通学区域の在り方について、本会議で繰り返し質問してまいりました。質問の意図を端的に表現するなら、通学区域を大人の都合や思い込みで設定せず、こどもの選択を尊重するべきではないかということです。こどもにはいろいろな選択肢があつていいのではないかと思います。

こどもの住まいだけを基準にするのではなく、親の仕事場に近いところに親と一緒に登校してもいいし、こどもの習い事やスポーツ活動などの近くにある学校に行ってもいいし、おじいちゃんやおばあちゃんなどの家の近くの学校に行ってもいいし、そんなことは許される教育委員会であってもいいのではないかと考えています。

教育長、どうでしょうか、何より教育を受ける当事者である子どもたちの選択を最大限に配慮した通学区域の設定にされませんかでしょうか。よろしく願いします。

〔遠藤洋路教育長 登壇〕

○遠藤洋路教育長 本市においては、市内に居住する児童・生徒が校区外の学校に就学を希望される場合、指定校変更許可基準に基づき、通学する学校の変更を行っております。例えば、児童が帰宅しても世話をする人がいない世帯の場合では、祖父母などの身元引受人の居住地にある学校への就学を認めるなど、柔軟に対応しているところです。

また、このような従来の制度に加え、通学区域の弾力化の新たな取組として、本年度から小規模特認校制度（ハーモニースクール）の運用を始めております。

議員御提案の子どもたちの選択肢の幅を広げる取組については、子どもたちが通学する学校までの距離の観点も踏まえながら、総合的に検討を進めてまいります。

〔33番 田上辰也議員 登壇〕

○田上辰也議員 こどもの就学実態に応じた柔軟な対応をしておられるので、安心いたしました。このことをぜひ保護者の皆様に広く周知していただきたいと思います。制度的な検討についても進めていただくようお願いいたします。

引き続き、複数担任制の検討状況についてお尋ねいたします。

これまで複数担任制の導入について質問を行ってきました。担任次第でこどもの人

生に大きな影響を与えるものです。よくも悪くもです。

2022年4月1日から、いわゆるわいせつ教員対策新法と呼ばれる教育職員等による児童・生徒性暴力等の防止等に関する法律が施行されました。それでも最近、教員による児童・生徒へのわいせつ事件の報道が多いように感じます。複数担任制にすれば、教員による子どもたちへの暴力も予防できるし、教員自身の働き方改革にもつながるものと考えられます。この検討状況を教育長にお尋ねいたします。

〔遠藤洋路教育長 登壇〕

○遠藤洋路教育長 中学校では教科担当制のメリットを生かし、生徒と様々な教員が接しながら職員が情報を共有し見守っているところです。一方、小学校では1人の担任がほとんどの教科を受け持つことが一般的であり、授業の質の向上と教師の負担軽減等を目的に一部教科担任制を導入しております。この取組は年々進んでおり、より多くの目で児童を見守る体制が充実してきております。

今後複数担任制のメリット、デメリットを引き続き研究し、子ども一人一人を尊重した教育の推進及び働き方改革に力を入れてまいります。

〔33番 田上辰也議員 登壇〕

○田上辰也議員 より多くの大人や担任に触れることで、子どもたちは成長していきます。多様な社会を経験することで豊かな人格も形成されます。本市では、教科担任制を進めておられることで、とても役に立つと考えられます。専科教員の配置は大規模校では進められるでしょうが、小規模校にあっても複数校を担当するようなことで進めていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

さて、最後の質問です。学校における井戸水の活用についてお尋ねいたします。

私の住んでいる地域は、川のない畑作地帯でした。水は雨に頼るところでした。私が中学校に上がる1960年代後半、米の増産のため、水田に転換されました。畑はブルドーザーで掘り返され、入れた水がしみ込んで減らないよう薬剤をまいて遮水、防水し、水は大きな深いボーリング井戸から供給されました。

しかし、それから間もない、私が高校に上がった頃には減反政策が開始されました。「農業じゃ食っちゃいかれんばい」、周りの大人がみんなそう言うようになり、では、自分は自分なりに自分の人生を切り開いていかなければいけない、その思いが講じて農業後継者の私は農業高校を中退しました。このような時代の転換期でありました。

今は住宅地になりましたが、ボーリング小屋はうちの敷地にありましたので、その地下水を利用して、朝からとってきたトマトを洗ったり、庭木の散水に使ったりしていました。余りにきれいで冷たくおいしいので、これまでの水道はやめてボーリングの井戸水を使用するようになりました。熊本地震の折は、私の選挙事務所用の看板の表に町内給水所と板書した紙を貼りつけて、たくさんの人に利用してもらいました。

ところで、熊本は豊かで清冽な地下水に恵まれています。掘ればほとんどのところで地下水が出てきます。学校はプール用水や花壇、樹木の散水に大量の水を利用しています。上水道を利用し高額な料金も支払われています。そこで、ボーリング井戸を

設置すると、費用の節減と地下水としてのよさを味わえると思います。また、発電機があれば、地域で断水があっても非常時の水源としても使えます。学校にボーリング井戸を設置してはいかがでしょうか。教育長にお尋ねします。

〔遠藤洋路教育長 登壇〕

○遠藤洋路教育長 学校のプールの水質については、文部科学省の学校環境衛生基準で飲料水の基準を満たすよう求められており、本市においては一定の水質が保たれているため、上水道での整備を行っております。また、雨水を花壇への散水、清掃用水等へ活用するため、小中学校に雨水貯留タンクを設置し、節水に努めております。

議員御案内のとおり、井戸水を利用する場合、水道料金の削減は一定程度見込めますが、井戸水利用のための整備費が高額となることから、全体的には費用削減にはつながらないと考えており、現在のところ学校において井戸水を活用する予定はございません。

また、熊本地震の際など、災害時における水の重要性は認識しており、現在本市の小中学校については、災害時の給水に対応できるよう、防災部局や上下水道局と連携して貯水機能付給水管の整備を進めております。

〔33番 田上辰也議員 登壇〕

○田上辰也議員 私のお付き合いのあったある県議会議員が言っておりました。「役所は反対の理由はダンプいっぱい山になるごて持ってくる。きっと前向きに何かしようとする意識がなか」、それを今思い出しました。

熊本平野の地下水は良質で飲料水の基準を満たしているところが大部分です。そこでまた思い出しました。その県議会議員が言うには、県議会で米粉を開発され、そして、それを利用するようにしてはどうかとある県議会議員が言ったそうです。これに県庁部局の職員は、「そんなことは無理ですばい。研究しても一緒ですばい」みたいな答弁をしたそうです。それが今は何ですか、どこもかしこも米粉で、日本国中進んでおります。やはり少しでも可能性があって前向きに世の中がよくなるとうとするのなら、ぜひ取り組んでいくべき価値があるのではないかと思います。一概に否定するのではなく少しでもよい方向へと考えを巡らす、こういう知恵を巡らすことが必要ではないかということ是指摘させていただきたいと思います。

元に戻ります。熊本平野の地下水は良質で、飲料水の基準を満たしているところが大部分です。干拓地であった海岸部では、一部飲用に適しない場所も存在しますが、だからといって、せっかくの良質な地下水を全く利用しないというのは不適切だと思います。整備費が高額だとおっしゃいますが、お役所価格にはなっていませんか。民間の市場価格をお調べいただきたいと思います。地下水が自噴している地域も熊本市内には結構あります。まずは試行的、テスト的に取り組んでみられることをお勧めいたします。

以上で私が予定していた質問は終わりました。市長をはじめ執行部の皆様には丁寧な答弁、そして真摯な態度で新たな展望もお示しいただきました。感謝申し上げます。

傍聴に来ていただいた皆様、インターネット中継で御覧になっておられる皆様並びに議場におられる先輩、同僚議員の皆様にご心から感謝申し上げます。質問を終わらせていただきます。御清聴、誠にありがとうございました。（拍手）

○寺本義勝議長 この際、議事の都合により休憩いたします。

午後2時に再開いたします。

午後 0時09分 休憩

午後 1時59分 再開

○寺本義勝議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○寺本義勝議長 一般質問を続行いたします。

井本正広議員の発言を許します。井本正広議員。

〔36番 井本正広議員 登壇 拍手〕

○井本正広議員 皆さん、こんにちは。公明党熊本市議団の井本正広でございます。本定例会で登壇の機会をいただきましたこと、先輩、同僚議員の皆様にご御礼申し上げます。また、お忙しいところ傍聴においでいただいた皆様、インターネットで視聴していただいている皆様、大変ありがとうございます。

それでは、限られた時間ですので、通告に従い質問に入らせていただきます。市長並びに執行部の皆様、明快なる答弁をよろしくお願い申し上げます。

初めに、少子高齢化、人口減少への対応についてお伺いいたします。

国立社会保障・人口問題研究所（社人研）が2050年までの地域別将来推計人口によると、2050年の人口は2020年に比べ東京都を除く46道府県で減少し、11県では30%以上減少すると公表しました。さらに、市区町村の約2割が2020年の半数未満の人口になります。高齢化と少子化、そして人口減少が同時に進む中、医療、介護、子育て・教育など、必要不可欠な社会保障サービスを確保しつつ、持続可能なまちづくりへ向け、抜本的な対策を講じていかなければなりません。

公明党は、今回の将来推計人口を踏まえ、全国の都道府県、市区町村が少子高齢化、人口減少にどのように対処されようとしているのか、長期ビジョンをめぐる今後の議論に反映させるため、2月から3月にかけてウェブ自治体アンケートを行いました。能登半島地震で被災した石川県は調査の対象外とし、富山県、新潟県については県のみをお願いし、全国46都道府県、1,304市区町村より回答をいただきました。本市にも御協力をいただき、ありがとうございました。

まず、昨年末、社人研が公表した2040年の地域別将来推計人口についての受け止め方について聞きました。市区町村では、「自治体としての存続が可能な水準」が「存続が危うい水準」を上回るものの、「自治体としての存続が非常に危うい水準」と「危うい水準」と答えた自治体が32.5%になりました。「存続がぎりぎり可能」と答

えた自治体も36.3%を占め、先行きが決して楽観できない状況がうかがえます。このことは、これまで進めてきた地方活性化の施策に加えて別の視点からも自治体の活力を引き出す取組が求められていると考えられます。

次に、医療、介護のサービス供給不足の懸念と対策については、医療と介護の長期的な需給見通しに関して、「高齢者人口の増加によって医療施設や医師ら、介護施設や介護士らが不足する」と答えた市区町村が50%以上を占めました。より深刻だと思われるのは、「高齢者人口がピークアウトして減少傾向になっても医療介護の施設や人材が不足する」と答えた市区町村が30%以上もありました。

都道府県においても、「高齢者の人口の増減にかかわらず、医療が不足する」という回答が69.6%、「介護が不足する」という回答は91.3%もありました。人口減少によって地域の活力が失われていく中で、2040年へ向け、必要な医療、介護のサービスをどう確保していくのか、切実な課題であることが浮き彫りになりました。

医療介護など、社会保障の持続可能性を高めるためにどのような施策が必要か、3つ回答をしてもらったところ、「地域住民の健康寿命の延伸」、続いて、「少子高齢化に対応できる安定財源の確保」、「他の市区町村との公益的な連携」となっています。

外国人材の受入れの見通しについては、「今後不足する」と回答した市区町村が全体の63.6%に達する一方で、「今のところ外国人材の必要性は低い」と答えた自治体が26.6%あることから、外国人材の需要にかなり地域差があることがうかがえます。とりわけ自治体としての存続に危機感を持っている市区町村に限定すると、70.7%が「将来的に不足する」と回答しており、存続への危機感とともに外国人材の不足への懸念も抱いていることがうかがえました。

さらに、外国人材を受け入れる上での課題を3つ選んでいただいたところ、「地域住民の理解と協力」が最も多く、続いて、「日本語教育の充実、地域や職場における通訳など、支援スタッフの確保」となっています。地方自治の現場で外国人を受け入れる際には、地域住民の理解と協力に加えて、やはり言葉、コミュニケーションが大きな課題になっていることを示唆しております。

子育て・教育、少子化対策については、今後国として優先的に取り組むべき政策課題を3つ選ぶ設問に対して、市区町村では、「若者の働き方や雇用環境の改善」、続いて、「小中学校の給食費を全国で無償化」、「子ども医療費助成を18歳まで拡大」、「児童手当などの経済的支援の一層の拡充」の順となっています。若者の働き方、雇用環境の改善が最も多かったのは、少子化の改善に不可欠であるとの認識が強くあるということを示しています。給食費の無償化や子ども医療費助成拡大といった子育てに係る経済面の助成も強く求められています。

増加している独り暮らしの高齢者について、今後自治体の現場でどのような支援策が求められているかを3つ選んでいただいたところ、「日常の見守り、安否確認」が最も多く、「通いの場や交流の場づくり」、続いて、「移動手段の確保」となってい

ます。日常的な安否確認や交流の場づくりといった基本的な対策が独り暮らしの高齢者の増加に追いつけない状況があるのではないかと推察されます。加えて、移動手段の確保も、通院する高齢者らの増加や運転免許返納などで今後ますます解決が必要な問題になってくると考えます。

そこで、大西市長にお伺いいたします。

本市も少子高齢化、人口減少が進んでいく中、自治体存続への危機感、医療、介護サービス供給不足への懸念と対策、外国人材の受入れ、子育て・教育、少子化対策、独り暮らしの高齢者対策等、どのように認識されているのか、また、今後どのようにしていられるのか、御所見をお伺いします。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 少子高齢化、人口減少の進行は地域社会の担い手や労働供給の減少、地域経済の縮小をもたらし、地域の魅力や活力が損なわれるとともに、生活サービスの維持が困難になるなど、社会経済に大きな影響を及ぼすものであり、私自身強い危機感を抱いております。

議員お尋ねの医療、介護サービス供給不足への懸念と対策につきましては、これまで以上に両分野において連携を強化することが重要であると認識しておりまして、地域の在宅医療、介護に係る人材育成及びデジタルトランスフォーメーション、いわゆるDXの推進による現場の生産性の向上等に取り組んでまいります。

次に、外国人材の受入れにつきましては、今後医療、介護をはじめ様々な分野でそのニーズが高まるものと想定されます。今後とも働く外国人の方々が安心して暮らし、活躍いただくことが本市の持続的発展においても重要であり、文化理解の促進、外国人の日本語能力向上や生活支援等に一層取り組んでまいります。

次に、子育て・教育、少子化対策につきましては、こどもが輝き、若者が希望を抱くまちを目指し、結婚から子育て、教育などのライフステージに応じた支援の充実や雇用機会の創出などに取り組んでまいります。

具体的には、結婚を希望する方へ多くの出会いの機会を提供する結婚支援センターの開設やこどもの年齢に応じた情報発信に活用できる子育て支援アプリの導入のほか、親の就労を前提としないこども誰でも通園制度の試行に取り組みます。

また、将来を担うこどもたちを安心して産み育てることができる環境の整備は、国を挙げて取り組むべき喫緊の課題でありますことから、あらゆる機会を通じて子育て支援施策の拡充や恒久的な財政支援等について国に対して要望を行ってまいります。

次に、独り暮らし高齢者対策につきましては、見守り体制の強化や健康づくり活動、介護予防活動につながる交流機会の創出を図ることで、住み慣れた地域でその人らしく安心して暮らし続けられるよう、地域包括ケアシステムのさらなる推進に取り組んでまいります。

人口減少への対応につきましては、本年4月にスタートした第8次総合計画において本市における最重要課題として位置づけており、議員御案内のアンケート結果も踏

まえ、多方面から施策を着実に推進していくことで、上質な生活都市の実現を目指してまいります。

〔36番 井本正広議員 登壇〕

○井本正広議員 少子高齢化、人口減少の進行は自治体の存続を脅かすほど社会経済に大きな影響を及ぼすものであり、ほとんどの自治体が強い危機感を持っています。本市も第8次総合計画において人口減少への対応を本市における最重要課題として位置づけ、多方面から施策を着実に推進していくことで上質な生活都市の実現を目指していくとのことでもあります。市長から時間の都合で各項目について簡潔にお答えいただきました。ありがとうございました。

私たち公明党議員は、国と地方自治体間をつなぐネットワーク政党として、この地域の課題を共有し、国政に届けてまいります。持続可能な未来への多様な課題に対応するために、現在の延長ではなく、抜本的かつ独創的な今後の施策に反映できればと思います。どうかよろしく願いいたします。

次に、新庁舎整備についてお伺いいたします。特別委員会で活発に議論が進められていますが、本市の重要課題ですので、質問させていただきます。

庁舎整備に関する特別委員会は、令和元年6月に始まり、5年が経過しました。新型コロナの対応で一時中断はしましたが、これまで議論を重ねてまいりました。その間有識者会議を設置し、昨年5月、最終的に建て替えるべきであるとの答申が示され、この答申を踏まえ、市は建て替える方針を示し、市民、職員アンケート、サウンディング型市場調査、本年各区での市民説明会を経て、基本構想案が提示されました。

改めて現庁舎の課題は、2度の耐震性能調査を行い、現行の建築基準法が求める耐震性能を有していないこと、さらに、耐震補強のための大規模改修は実現性が低いこと、ハザードマップ上で想定浸水深が最大6メートルと予想されているが、主要な電気、機械設備等は地下2階に設置されており、上部に移設するための耐震補強工事が実施困難で、防災拠点としての機能を果たすことができないリスクが懸念される状況であること、昭和56年竣工以来、一度の大規模改修も行っておらず、建物全体の老朽化が進み、設備の更新が喫緊の課題であること、中核市、政令市に移行し、国・県からの事務移譲など事務量の増加、それに対応する職員数も増加しており、執務スペースの狭隘化が深刻であり、エレベーター、トイレ、待合スペースが狭く、会議室や作業室などの共用スペースが恒常的不足していること、民間ビル3棟、1.6億円の賃借料が毎年発生している等であります。

本庁舎は、重要な防災拠点施設として様々な業務を担い、被災者支援の要であり、大震災に耐えられる構造を有し、想定される浸水被害、感染症など、多発するあらゆる災害リスクに備え、いかなる時も業務を維持、継続できる庁舎であることが最も肝要であると考えます。その上で、市民の方が利用しやすい庁舎であり、まちづくりの核となる庁舎にしていかなければいけません。また、少子高齢化、人口減少の社会情勢の変化にも柔軟に対応できる機能的で効率的な庁舎を目指し、財政面でもより市の

負担が軽減される合併推進債を活用できるように、建て替え議論を前に進めることに理解はしております。

しかしながら、これまで市が示してきた建て替えに関する情報だけでは、新庁舎が防災拠点として災害時本当に機能するのか、総合的な財政負担が幾らかかるのか、市庁舎建て替えがどのようなまちづくりの起爆剤になるのか、具体的に新庁舎をイメージすることができず、市民の皆さんの不安の声につながっているのではないかと思います。

そこで、市長の見解をお聞きいたします。

1 番目、本庁舎及び議会棟の建設候補地については、現庁舎敷地、城東エリア、N T T桜町、白川公園の4か所、中央区役所の建設候補地については、4か所プラス花畑町別館跡地、みずほ銀行の6か所が示されております。市民説明会では、多種多様な意見がありましたが、それ以外の選択肢は全くないのでしょうか。

2 番目、建設検討対象地の比較検討に必要なデータ収集、分析等を進め、取りまとめた内容については、7月の特別委員会にて提示するとのことですが、合併推進債を活用する場合は、いつまでに建設地を決定しなければならないのか、条件をお示してください。

3 番目、建設検討対象地には民間の土地があります。民間の土地を選定した場合、各地権者と売買の可否、売却条件について既に協議中と基本構想にありますが、示されたスケジュールに間に合うのでしょうか。

4 番目、設計関連予算の一括発注を行うためにはどのようなことが決まっていなければいけないのでしょうか。

5 番目、現庁舎敷地に建て替えた場合の仮設庁舎の場所、費用、期間、現庁舎敷地でない場合の用地取得費、跡地の利活用の方針等はどの時期に示されるのでしょうか。

6 番目、市民説明会でも浸水に対する脆弱性に関する意見が多数ありました。市が示している建設対象地は、3メートルから6メートル程度の浸水深で12時間から3日未満の浸水時間ということです。執務室や重要な設備機器を上階に設置し、浸水したとしても災害対応業務が支障なく継続可能な対応を図るとのことですが、それだけでは支障なく対応できるのか、不安は払拭されておりません。早急に具体的な示していただきたいと思います。

建設地で対応方法が変わる場合は、それぞれに示していただきたいと思います。

以上6点、大西市長に伺います。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 新庁舎整備に関する御質問について順次お答えいたします。

新庁舎の建設地は、平時及び災害時の役割を踏まえて選定することが重要であります。公共交通機関によるアクセスがしやすく、事業所や利便施設、公的機関が集積する中心市街地は、年齢やお住まいの地域にかかわらず、全ての市民にとって利便性が高いエリアであります。現在の建設候補地は、中心市街地において用途地域、特別

史跡などの制約や既存建物の築年数等を勘案し、本庁舎等の建設が可能な一定の広さを有する敷地を探した結果としてお示ししているものでありまして、現時点でこれ以外に検討可能な敷地はないと考えております。

次に、合併推進債の活用は、実施設計を含む契約を本年度末までに締結することが条件でございます。プロポーザル等による事業者選定を想定する場合、審査会等での審議や公告から技術提案書提出までにかかる期間等を踏まえますと、9月議会において設計関連予算を可決いただく必要があることから、今後本定例会中に絞り込んだ候補地案をお示しし、特別委員会等での御審議を経て、8月中には建設地を決定したいと考えております。

次に、民有地に関する協議の進捗でございますが、現在複数の地権者と交渉中のため、具体的な内容はお答えできないものの、地権者にはスケジュールをお示しした上で、売却の可否や条件についての協議に応じていただいております。その結果については、判明次第特別委員会にて御報告したいとかが得ております。

次に、基本計画から実施設計までの一括発注の与条件については、新庁舎の機能や規模、建設地のほか、本庁と区役所を一体整備するか分棟にするかなどを決定する必要があり、8月までにお示ししたいと考えております。

次に、現地建て替えの場合の仮設庁舎の費用等や移転した場合の用地取得費でございますが、現在地権者との調整や様々な分析、検討を行っております。遅くとも7月中旬を目途に概算費用等をお示しできるよう準備を進めてまいります。

また、仮に本庁舎棟が移転した場合の跡地の利活用については、現庁舎が解体された後の時期となりますことから、基本計画の着手から六、七年後となると想定しております。しかしながら、現在議会をはじめ市民の皆様からも跡地利活用への期待の声をいただいております。私としてもそうした御期待に応え、建設地決定後、土地の貸付、または売却に係る要件が地域価値の向上につながるような用途の誘致可能性について、速やかに市場調査等を行い、できるだけ早く具体的な方針等を明らかにしたいと考えております。

最後に、新庁舎の浸水リスク対策については、議員御指摘のとおり、重要な設備を浸水深よりも高いフロアへ設置することで、業務継続が可能になると考えております。また、浸水発生時の本庁舎における災害対応業務は、情報収集・発信や各機関との連絡調整等が中心であります。浸水リスクは事前に予測が可能でありまして、職員が浸水前に参集することで対応可能でありますため、今後他都市の事例を参考に、さらなる対策について検討してまいりたいと考えております。

〔36番 井本正広議員 登壇〕

○井本正広議員 建設候補地については、市民にとって利便性が高い中心市街地において、建設可能な一定の広さを有した敷地は現時点でこれ以外に検討可能な敷地はないとのことでありました。また、御答弁による今後の流れを時系列に整理しますと、6月議会中に4か所の中から本庁舎の候補地案を提示し、仮設庁舎が必要な場合の概算

費用、用地取得が必要な場合の概算費用は遅くとも7月中旬をめどに示す。また、新庁舎の規模、建設地のほか、本庁と区役所を一体整備するか、分棟にするかなどの与条件を8月までに示し、8月中には建設地を決定したい。9月議会には設計関連予算を決定しないと、実施設計を含む契約を3月までに締結することが合併推進債の活用できる条件であるということでもあります。

これから9月までの4か月間という非常にタイトなスケジュールで、設計関連予算まで決めなければ、合併推進債が活用できないという状況であります。本当に十分な審議ができるのでしょうか、大変心配しております。

また、本庁舎が移転した場合の跡地の利活用については、建設地決定後、できるだけ早く具体的な方針を示したいとのことですが、仮に本庁舎が移転した仮定して、現在地が概略どのくらいの価値があるのか、どのような利活用の方法があるのかは建て替えの大きな判断材料になりますので、早くお示ししていただくようお願いいたします。

浸水リスクについてであります。国土交通省は気候変動による気温上昇が2度に抑えることができても、2040年頃には降雨量が約1.1倍、流量が1.2倍、洪水発生頻度が2倍になると試算し、治水計画の見直しを図るようです。答弁では、事前に予測が可能であるから、職員が浸水前に参集することで、本庁舎の一部が浸水したとしても対応が可能とのことでしたが、今後の気候変動によってももっと深刻な状況になる可能性もあります。あらゆる災害に対応できる調査となるよう、さらなる予防策を検討していただきますよう申し上げます。

建設地によって大きく費用、建設スケジュールが変動します。一日も早く候補地を絞った上で、具体的な費用を早急に市民の皆様と議会に提示するべきであることを申し上げ、次の質問に移ります。

次に、バス・電車運賃支払システムの変更についてお伺いいたします。

議案に計上されていますので、基本は委員会で議論を行うべきところではありますが、既に報道され、利用者の皆さんにとって影響が大きく、反響がっております。詳細は委員会で議論するとしても、議場の皆様にはどうか御了承願えればと思います。

今回の事業は、システムの更新に併せてくまモンのICカードシステムは維持しつつ、全国交通系ICカードの代わりにクレジットカード決済とQRコード読み取りに対応した端末を導入するというもので、来年4月から全国交通系ICカードではバス・電鉄電車に乗車できなくなるということでもあります。

補正予算案の主要事業の詳細には、多様な決済手段に対応するなど、利用者の利便性向上に伴う公益性の観点から、県と協調補助すると説明していますが、利用者の利便性を向上するのではなく、むしろ支払い方法を制約し、利便性を低下させることになるのではないのでしょうか。

そこで都市建設局長にお伺いいたします。

1点目、この改修案は5月末の発表でしたが、今定例会で議決しなければ間に合わ

ないという説明で、大変驚いております。これまでの検討経緯と全国共通カードをなくしてまで新たな決済システムへ移行する理由をお伺いいたします。

2点目、今回の変更で使用できなくなる決済方法と新たに追加される決済方法を具体的にお示してください。

3点目、バス・電鉄電車での今後使用できなくなる全国交通系ICカード等の利用率をお示してください。

4点目、東京、大阪の大都市圏、また、全国の公共交通の決済システムは、本市のように全国交通系ICカードを排除し、クレジットカード決済とQRカード読み取りの方向に移行しているのでしょうか。

5点目、JRからの乗り継ぎ利用者にとっては、とても不便になるのではないかと危惧します。都市建設局長の見解を伺います。

続いて、市電も全国ICカード廃止と報道がありました。正直こちらはもっと驚きました。そこで交通局事業管理者にお伺いいたします。

1点目、市電のシステム変更は令和8年4月と聞いておりますが、バス・電鉄電車と同じ方式になるのでしょうか。

2点目、市電は既にタッチ決済、QRコード決済が利用可能です。なぜ交通系ICカードをなくす必要があるのでしょうか。新システムに変更する理由を伺います。

3点目、市電での全国交通系ICカードの利用率をお示してください。

4点目、市電は、バスと比べて車両台数は少なく、決済端末の機器数も少ないと思います。現行システムでの更新費用と新システムでの更新費用をハード切替費用とシステム開発等ソフト費用に分けてお答えください。

〔秋山義典都市建設局長 登壇〕

○秋山義典都市建設局長 御質問に対し、順次お答えいたします。

まず、検討経緯と決済システム移行の理由につきましては、現在バス・熊本電鉄電車及び市電で使用しているICカード読み取り端末の更新期限が令和7年3月末をもって満了し、機器更新の必要があるため、令和4年9月より県内のバス事業者5社において、本市も含め交通局や県にも御相談いただきながら、どのような決済手段を導入すべきか検討が重ねられてきたものと承知しております。

また、導入する機器の選定に当たりましては、市民の皆様の利便性の確保を前提に、海外からの来訪者の増加やスマートフォン等による決済手段の多様化など、より多くの利用者のニーズに応えつつ、既存のものよりも約半額の費用で更新が可能であり、かつ国費による補助も適用可能であるということから、交通事業者において選定されたものと承知しております。これらの機器更新について、5月23日、交通事業者より市に対して、更新費用の支援に関する要望書が提出されたところでございます。

2点目の具体的な決済方法につきましては、現在使用できる決済手段は、現金、全国交通系ICカード、くまモンのICカードの3種類でございます。今回の機器更新により、全国交通系ICカードはスマートフォンに内蔵されたモバイル型も含め使用

できなくなりますが、日常生活において買物等に利用されているクレジットカードタッチ決済が新たに利用できるようになります。

加えまして、タッチ決済に対応したプリペイド型のカードにも対応できるようになり、ATM等での現金チャージにも対応しております。そのため、クレジットカードをお持ちでない方についても御利用いただける決済手段となります。さらに、クレジットカードやプリペイドカードをスマートフォンに事前に登録することで、実際にカードをかざすことなく、公共交通に御乗車いただけるようになります。

3点目の全国交通系ICカードの利用率につきましては、令和5年度のバスと熊本電鉄電車においてそれぞれ24%、18%でございます。

4点目の全国の公共交通の決済システムの状況につきましては、全国交通系ICカードを廃止する動きは、本県のバス事業者が初めてでございます。また、クレジットカード決済が利用できる交通事業者は、令和5年度末時点で100を超えているという状況でございます。

最後に、JRからバスへの乗り継ぎにつきまして、全国交通系ICカードからクレジットカード等の決済手段に切り替えていただくということになりまして、お手数をおかけすることになると認識しております。

利用者の皆様に快適に公共交通を御利用いただけるよう、例えばJR、バスの双方ともにスマートフォンのアプリを活用するなど、利便性を損なわない決済方法について、交通事業者とも連携しながら丁寧に周知に努めてまいります。

〔井芹和哉交通事業管理者 登壇〕

○井芹和哉交通事業管理者 まず、答弁に入ります前に、本年1月、熊本市電において重大事故につながりかねないインシデントが立て続けに発生しており、本年度に入っても、5月2日と13日、いずれも進行信号が赤表示にもかかわらず進行するというあってはならない事案が発生しておりますことに、議員各位をはじめ市民の皆様に対しまして、深くおわび申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

5月23日に第1回目の外部検証委員会を開催したところであり、本委員会において再発防止策等の検討を行っていただくとともに、改めて乗組員教育を徹底し、市民の皆様が安心して御利用いただけるよう努めてまいります。

それでは、市電の対応に関する4点の御質問に順次お答えいたします。

まず、熊本市電における令和8年4月以降の決済システムは、バスや電鉄電車と同じシステムを導入する予定でございます。

2点目の変更理由についてでございますが、現在バス等が使用している車載機器は、全国交通系ICカードを熊本版に改良したシステムでございますが、新しい車載機器は、クレジットカードのタッチ決済システムを利用するもので、全国交通系ICカードと互換性がございません。交通局といたしましては、全国交通系ICカードの維持を最優先に、安価な簡易型の機器など、あらゆる検討を行ってまいりましたが、現在の利便性を維持できる方法は機能更新以外になく、今後も数年ごとに必要になる高額

の費用負担は、経営上大きな懸念材料でございます。

一方で、新システムの導入経費は、全国交通系 I Cカードの更新費用の約半分程度で導入が可能であり、次回以降の更新費用やランニングコストも新システムの方が安価になる見込みでございます。

また、バス等と決済システムを統一することにより、これまでできませんでした市電とバスの乗り継ぎ割引や共通定期、上限設定割引、観光施設や商業施設とのセット割引など、様々な連携策の実施が可能となります。

さらに、先日報道発表されましたスマートフォンアプリで決済できるくまモン P a y など、新たな決済手段の追加により、熊本都市圏の公共交通の利便性向上はもとより地域経済の発展に貢献するものと考えております。

車載機器の更新につきましては、令和4年から交通事業者や県・市等の関係者と協議を行っており、2度にわたり実施いたしましたアンケートにおいて、市電利用者の約63%が「困らない」、9割以上の方が「決済手段を変更する」、もしくは「影響はない」と回答されている結果なども踏まえ、苦渋の決断をしたものであり、市電利用者の皆様に御不便をおかけすることになり、申し訳なく思っておりますが、御理解をいただきたいと思っております。

3点目の I Cカード利用率についてでございますが、熊本市電における全国交通系 I Cカードの利用率については、I C定期券の利用者約15%も含めると、令和5年度は合計で約51%でございます。

最後に、更新費用についてでございます。現行の全国交通系 I Cカードの車載機器を更新するために必要な経費は、車載機器関係や工事費等のハード面での費用が税抜きで約9,900万円、システム開発等のソフト面での費用が、同じく税抜きで約9,800万円の見込みでございます。

新たなシステムを導入するのに必要な経費は、新端末導入等に係るハード面での費用が税抜きで約5,500万円、システム開発等のソフト面での費用が、同じく税抜きで約5,500万円の見込みでございます。

〔36番 井本正広議員 登壇〕

○井本正広議員 現在の公共交通は、利用者の減少、ダイヤの減便、路線の廃止、利便性の低下、さらなる利用者の減少という負のスパイラルに陥っています。決済システムの変更でさらなる負のスパイラルに陥ることがないようにしていかなければなりません。T S M Cをはじめとする半導体関連企業が進出し、ビジネス、観光のお客様も今後ますます増加するものと考えられます。国内外からのお客様を最大限に受け入れる体制を整えるべきときに、新たにクレジットカードのタッチ決済が利用できるようになることは必要であると思っておりますが、現時点で全国で交通決済の主流である交通系 I Cカードを廃止することは全国で初めてであり、利用者に大きな混乱が生じるとともに、熊本のイメージの低下にもつながるのではないかと危惧します。

そこで大西市長にお伺いします。

市長の県議会からの発言、また、市長選のマニフェストでは、将来を見据えてあらゆる人に分かりやすく利便性の高い交通体系を構築と言われています。今回の方向性は相違しているように思いますが、観光政策、公共交通政策の観点から、市長はどのように考えられていますでしょうか、見解をお伺いします。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 私自身も県議会議員時代に、現在の機器を導入する際、熊本以外でも利用可能な全国交通系ICカードの導入を強く主張しておりまして、利用者の利便性を考えれば、今回の機器更新に伴い、利用できなくなることで、利用者の皆様に大変な御不便をおかけすることになると考えております。

しかしながら、高額な更新費用は看過できるものではありません。交通事業者におかれては、苦渋の決断であったものと承知しております。一方で、議論していた当時の導入当初との違いといたしましては、今はデジタル技術の進展に伴いまして、全国交通系ICカードだけでなく、先ほど局長等からも答弁がありましたとおり、クレジットカードのタッチ決済などのさらに利便性の高い多様な決済手段が普及しつつある状況と認識しております。

今回導入いたしますクレジットカードのタッチ決済は、昨今日常生活において広く利用されている決済手段であり、これを御活用いただければ、移動から買物までカード1枚で完結することが可能となります。また、タッチ決済に対応したプリペイドカードは、現金でのチャージが可能でありますため、未成年の方など、クレジットカードを取得できない皆さんにとってもお使いいただける決済手段でございます。さらに、スマートフォンに事前に登録することで、カードすら持たずに公共交通を御利用いただけます。

加えて、タッチ決済は、今後増加いたしますインバウンドへの対応や柔軟な料金設定が可能になるなど、発展可能性が高い決済手段であると考えておりまして、実際全国多くの公共交通機関において導入され始めております。

今後このような新たな決済手段を御活用いただきながら、市民の皆様はもとより、観光やビジネスなど、県外から来訪される方も含め、誰もが移動しやすく暮らしやすいまちの実現に取り組んでまいります。

〔36番 井本正広議員 登壇〕

○井本正広議員 市長自身がおっしゃるように、今回の更新は利用者の皆様に御不便をおかけすることになります。更新にあっては、高額な更新費用は看過できるものではなく、交通事業におかれては苦渋の決断であったとのことでもあります。一定の理解はいたしますが、そうであるならば、議会にもっと早く提示すべきであったと言わざるを得ません。ほかに選択肢はなかったのでしょうか。

国は新規導入には補助金を出すのが、更新には費用を出さないようですが、再度市長から国へ制度の見直しを強く訴えていただきたいと思います。また、他の自治体も今後同様の問題を抱えることと推察されます。高額な全国交通系ICカードの更新費用

を抑えるように、他の自治体と共同で直接交渉をされることはできないでしょうか。

最後に、市電については1年先の話であり、交通系ICカードの利用者は51%と、半数以上の利用率であります。更新費用も8,700万円の差額ですが、バス・電鉄電車の新システム稼働後、一定の状況を確認した後に利用者目線で導入の議論をすべきではないかと強く申し上げます。よろしくお願いいたします。

次に、軟骨伝導イヤホンの窓口設置について伺います。

今日、社会の高齢化に比例して難聴の方も年々増加しています。難聴は認知症の危険因子の1つといわれており、難聴になると人や社会とのコミュニケーションを避けがちになり、その後の社会的に孤立する可能性も懸念されます。これまで加齢性難聴者に対する補聴器の購入助成については、この議場でも様々議論が展開されました。昨年6月の高瀬議員への健康福祉局長答弁では、65歳以上の要介護認定を受けていない高齢者1万7,000人を対象にアンケートを実施し、18.5%の方が聞こえ方に不自由さを感じておられ、そのうち64.5%の方は補聴器を所持していないとのことであります。今回は、その難聴対策の1つとして、窓口への軟骨伝導イヤホンの設置を御提案します。

難聴対策として補聴器がありますが、一般的に補聴器と呼ばれているものは気導といい、収集した空気の振動波を増幅して外耳道に送り、鼓膜を揺らして音が聞こえる気導補聴器です。一方で、様々な原因で外耳道が閉鎖している方には、骨に振動を与えることによって骨の中に包まれている内耳を揺らして音を聞こえさせる骨導補聴器が用いられます。

近年、これらの2種類の補聴器に加えて、奈良県立医科大学の細井裕司理事長、学長でもありますが、これまで気導と骨導の2種類だと考えられていた音が伝わる経路には、もう一つ耳の軟骨を振動させて音を伝える軟骨伝導があり、しかも、それが非常に効率よく音を伝えられることを発見されました。

この第三の軟骨伝導補聴器は、従来の気導・骨導補聴器では十分な補聴効果が得られない方や装用そのものが難しい方に対しての新たな選択肢となっています。音が柔らかく聞こえる、耳の穴を塞がないので、周囲の音が自然に入り集音機の機能もある、音量の調節する装置があり、穴があいていないため清潔を保つことができるなどの特徴があります。

昨今、銀行や病院、警察署、自治体の窓口など、軟骨伝導イヤホンは既に100を超える金融機関や自治体等において難聴者との対話をサポートするために導入が進んでいます。

宇土市では、本年4月より窓口に設置されましたので、実際に見てまいりました。アクリル板越しでも大声で話す必要がなく、周囲に個人情報が聞かれる心配がありません。よく窓口にある老眼鏡のような感覚で、高齢者が社会に適応しやすい状況を推進していくべきであると考えます。

本市でも窓口に設置してはいかがでしょうか。文化市民局長の見解を伺います。

〔早野貴志文化市民局長 登壇〕

○早野貴志文化市民局長 軟骨伝導イヤホンの窓口設置についてお答えします。

現在、区役所等の窓口におきまして、加齢性難聴でお困りの方には、必要事項等の個人情報が出漏れないよう筆談で対応しております。その件数は、中央区区民課で月に1件程度でございます。また、必要に応じて手話通訳を介しての対応も行っているところでございます。

市民の皆様が一人でも来庁しやすい窓口の環境の整備は大変重要と考えておりまして、加齢性難聴でお困りの方が安心して手続きができるよう、他都市での軟骨伝導イヤホンの導入効果やニーズなど、様々な観点から研究してまいります。

〔36番 井本正広議員 登壇〕

○井本正広議員 本年4月1日に改正障害者差別解消法が施行されました。行政機関だけでなく、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されました。この法律における障害者とは、障害者手帳を持っている人のことだけではありません。心や体の働きに障がいのある人で、障がいや社会の中にあるバリアによって日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人全てが対象です。岸田総理も参議院予算委員会で、秋野公造参議院議員の質問に、軟骨伝導イヤホンの活用事例について周知する方向で進めることを考えたいと答弁されています。

今回の本市の答弁は、まだ少々冷たい答弁でありましたけれども、軟骨伝導イヤホンは補聴器に比べると安価で、取り扱いもしやすいものであります。ぜひ窓口への設置を検討していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、3つの任意接種ワクチンについて、3つまとめて伺ってまいります。

初めに、带状疱疹ワクチンの公費助成についてであります。

令和5年第4回定例会の一般質問の後、公費助成を早く進めてほしいとの声を多数いただきました。ある80代の御夫妻は、近所の方が带状疱疹の後遺症で悩まれていることを聞き、罹患し後遺症で悩まなくていいように、事前にワクチン接種しようと予約されました。夫婦2人で8万8,000円、年金から払いますとのことあります。

その御夫婦は、ワクチン接種を予約された後に、御主人が带状疱疹にかかれてしまい、結果的には奥様1人が接種され、4万4,000円で済みましたが、御主人は罹患して大変な状況で、今後後遺症が出なければよいと言われており、早く接種を済ませておけばよかったと言われております。

昨年10月時点で自治体独自で公費助成している自治体は、全国で326自治体でありました。それが本年5月時点では635自治体と、8か月でほぼ2倍に増えております。政令市でも名古屋市に続き浜松市、神戸市で助成を始めました。改めて带状疱疹は水痘・带状疱疹ウイルスによって発症する病気で、多くの方が子どものときに感染する水ぼうそうのウイルスが治った後も体内に潜伏していて、過労、ストレス、加齢のほか、がんや糖尿病など、免疫の働きが低下する病気にかかっている、または免疫の働きを抑える薬を服用している場合に、ウイルスが活性化して発症します。日本人の

90%以上の人はこのウイルスが体内に潜伏していて、50代から発症率が上がり、80歳までにおよそ3人に1人が発症すると報告されています。

本市は、国の動向を注視していくとの昨年の答弁でしたが、なぜ635の自治体が国の動向を待つことなく、この2年ほどで独自助成に踏み切ったのでしょうか。なぜ医師会から、早く本市独自の公費助成を要望されているのでしょうか。改めて、独自助成を始められた自治体の状況を調査され、本市も公費助成を導入すべきと考えますが、いかがでしょうか。

続いて、HPVワクチン接種について伺います。

令和4年4月にHPVワクチンの積極的勧奨が再開され、およそ2年が経過しました。積極的勧奨の再開に伴い、勧奨がなされなかった期間の対象者（平成9年4月2日生まれから平成20年4月1日生まれ）に対して、キャッチアップ接種が3年間期間限定で行われています。その期限が今年度末の令和7年3月31日で終了予定となっています。昨年12月には、日本産婦人科医会、日本産婦人科学会、日本医師会は三者連名で厚労大臣に対し、接種を推進するためにキャッチアップ接種周知のための施策の充実及び今後の接種状況を踏まえ、必要に応じたキャッチアップ実施期間の延長を要望されています。

また、2月には厚労省は事務連絡を発出し、キャッチアップ接種期間が残り1年となり、対象者に再度個別通知を行う等の必要な対応を講じることを自治体に依頼しています。

本年1月に開催された予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会では、生まれ年度ごとのHPVワクチンの累積初回接種率の分析データが公表されました。過去の接種率では、80%を超える世代がある一方で、10%にも満たない接種率の世代もあり、生まれた年度によって接種率が大きく異なることが分かりました。特に2000年度以降生まれの多くの世代では、累積初回接種率が30%を切っております。HPVワクチンを令和7年3月までに3回接種を完了するには、6か月を要することから、本年9月までには初回接種を開始する必要があります。そのため、キャッチアップ接種終了までに集中して接種率向上に取り組む必要があると考えます。

我が会派では、これまでも議会を通じて対象の方への個別通知の送付を要望し、実際に個別通知による周知を実施していただきました。しかし、接種率は依然として低いようであります。

そこでお伺いたします。

- 1、本市のキャッチアップ接種率は対象者の何%でしょうか。
- 2、再度9月に間に合うように個別通知を行うべきと考えますが、いかがでしょうか。
- 3、キャッチアップ接種期間を延長する必要があると考えますが、期間延長について、国の検討状況や市の見解をお伺いします。
- 4、なかなか上がらない接種率の背景には、過去に報道された健康被害に対する恐

怖心や懸念があり、接種の妨げとなっていることが想定されます。この世代へのワクチンの有効性は示されているのでしょうか。また、海外も含め、HPVワクチンの効果はどのように評価されていますでしょうか。

5、近年、男性へのHPVワクチン接種への公費助成の動きも進んできています。接種によって男性をHPV由来のがんから守るとともに、パートナーへの感染も防げます。男女のHPVワクチン接種率が高いオーストラリアでは、2028年には子宮頸がんを撲滅できるといわれています。国も男性への定期接種を検討していますが、本市でも男性への周知、公費助成を導入していただきたいと思います。本市の見解を伺います。

3番目に、おたふく風邪の予防接種の公費助成について伺います。

子育てしやすい環境を整備していく観点から、おたふく風邪ワクチンの公費助成も政令市20市中4市になっております。自然におたふく風邪にかかって免疫をつけるよりも、予防接種で免疫をつけた方が後遺症や合併症のリスクが低いので、早めに対処することが重要であります。本市もおたふく風邪の予防接種の公費助成を行っていただきたいと思います。

以上、3つの任意接種ワクチンの現況について健康福祉局長に、公費助成について市長の所見を伺います。

〔林将孝健康福祉局長 登壇〕

○林将孝健康福祉局長 私からは、3つの任意接種ワクチンの現況に関するお尋ねについてお答えいたします。

まず、帯状疱疹ワクチンの独自助成についてですが、市民や医師会等の要望を踏まえた導入が多いことを確認しておりますが、詳細につきましては、現在調査中です。

また、熊本市医師会からは、帯状疱疹に罹患すると、一定の頻度で数か月以上にわたって疼痛が持続する帯状疱疹後神経痛を合併するおそれがあることから、公費助成の要望が上がっているところです。

次に、ヒトパピローマウイルス、いわゆるHPVのワクチンにつきましては、5.2%の接種回数にとどまっております。キャッチアップ接種につきましては、今年度も6月中に個別通知を行うこととしております。

また、対象の方に対しましては、公平な接種機会の確保を図ってきたことから、市独自のキャッチアップ期間の延長は予定しておりません。

HPVワクチンの有効性は、国の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会資料において、日本を含めた18か国における臨床試験結果から、キャッチアップ接種対象年代に対する非常に高い子宮頸がん予防効果が示されております。

最後に、おたふく風邪ワクチンにつきましては、日本小児科学会においても接種が推奨されておりますことや、早期の定期接種化の要望が上がっていることは認識しており、帯状疱疹及びHPVワクチンを含め、他都市事例等の調査、研究を進めてまいります。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 帯状疱疹ワクチンについては、本市においても熊本市医師会から助成要望があつておりますほか、全国市長会や九州市長会においても、定期接種化されていない現況を課題と捉えておりまして、現在他都市の状況を調査し、検証を行っております。

予防接種については、疾病予防という公衆衛生の観点や市民の皆様が自らの健康は自ら守るという健康意識をさらに高めていく観点からも大変重要であると考えております。帯状疱疹ワクチン、男性へのHPVワクチン、おたふく風邪ワクチン等の任意接種については、国への早期の定期接種化の要望と併せ、本市独自の助成の必要性について検討してまいります。

〔36番 井本正広議員 登壇〕

○井本正広議員 ありがとうございます。一応質問の方は用意した分は全部入りでしたので、何とかほっとしております。本日はお忙しい中、傍聴に来ていただきました皆様、オンラインで視聴していただいた皆様、そして、議場の皆様、御清聴、心より御礼を申し上げます。

社会情勢は大きく変化しております。将来に向け、市民の皆様の声が政策に届けられるようにしっかり取り組んでまいります。

以上で終わります。本日は大変ありがとうございました。（拍手）

○寺本義勝議長 本日の日程は、これをもって終了いたしました。
次会は、明7日定刻に開きます。

○寺本義勝議長 では、本日はこれをもって散会いたします。

午後 3時00分 散会

○本日の会議に付した事件

一、議事日程のとおり

令和6年6月6日

出席議員 46名

| | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 寺本義勝 | 2番 | 大 寫澄雄 |
| 3番 | 村上 磨 | 4番 | 瀬尾誠一 |
| 5番 | 菊地渚沙 | 6番 | 山中惣一郎 |
| 7番 | 井坂隆寛 | 8番 | 木庭功二 |
| 9番 | 村上誠也 | 10番 | 古川智子 |
| 11番 | 荒川慎太郎 | 12番 | 松本幸隆 |
| 13番 | 中川栄一郎 | 14番 | 松川善範 |
| 15番 | 筑紫るみ子 | 17番 | 島津哲也 |
| 18番 | 吉田健一 | 19番 | 齊藤 博 |
| 20番 | 田島幸治 | 21番 | 日隈 忍 |
| 22番 | 山本浩之 | 23番 | 北山 哉 |
| 24番 | 平江 透 | 25番 | 吉村健治 |
| 26番 | 山内勝志 | 27番 | 伊藤和仁 |
| 28番 | 高瀬千鶴子 | 29番 | 小佐井賀瑞宜 |
| 30番 | 田中敦朗 | 31番 | 高本一臣 |
| 32番 | 西岡誠也 | 33番 | 田上辰也 |
| 34番 | 三森至加 | 35番 | 浜田大介 |
| 36番 | 井本正広 | 37番 | 大石浩文 |
| 38番 | 田中誠一 | 39番 | 坂田誠二 |
| 40番 | 落水清弘 | 41番 | 紫垣正仁 |
| 43番 | 澤田昌作 | 44番 | 満永寿博 |
| 45番 | 藤山英美 | 47番 | 上野美恵子 |
| 48番 | 上田芳裕 | 49番 | 村上 博 |

欠席議員 1名

16番 井 芹 栄 次

説明のため出席した者

| | | | |
|---------|--------|------------------|-------|
| 市長 | 大西 一史 | 副市長 | 深水 政彦 |
| 副市長 | 中垣内 隆久 | 政策局長 | 三島 健一 |
| 総務局長 | 津田 善幸 | 財政局長 | 原口 誠二 |
| 文化市民局長 | 早野 貴志 | 健康福祉局長 | 林 将孝 |
| こども局長 | 木 櫛 謙治 | 環境局長 | 村上 慎一 |
| 経済観光局長 | 村上 和美 | 農水局長 | 金山 武史 |
| 都市建設局長 | 秋山 義典 | 消防局長 | 平井 司朗 |
| 交通事業管理者 | 井 芹 和哉 | 上下水道事業者 管 理 者 | 田中 俊実 |
| 教育長 | 遠藤 洋路 | 中央区長 | 土屋 裕樹 |
| 東区長 | 本田 昌浩 | 西区長 | 石坂 強 |
| 南区長 | 本田 正文 | 北区長 | 吉住 和征 |

職務のため出席した議会局職員

| | | | |
|------|-------|--------|-------|
| 局長 | 江 幸博 | 次 長 | 中村 清香 |
| 議事課長 | 池 福史弘 | 政策調査課長 | 岡島 和彦 |